

(案)

新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る
基本的な考え方について

答 申

(第 11 号)

平成 23 年 2 月

京都市環境審議会

答 申 書

平成 23 年 月 日

京都市長 門 川 大 作 様

京 都 市 環 境 審 議 会

会 長 内 藤 正 明

平成 21 年 8 月 21 日付け環地 96 号により，当審議会に諮問された「新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方」について，鋭意審議を重ね，その結果を別添のとおり取りまとめましたので，答申します。

目 次

I	はじめに	p1
II	新計画策定の背景	p2
1	地球温暖化とは	p2
2	国際的動向	p2
3	国内の動向	p4
III	京都市の地球温暖化対策	p6
1	これまでの経緯	p6
2	現行計画の総括	p7
3	京都市における温室効果ガス排出量の状況	p9
4	京都市の地域特性	p12
IV	新計画の基本的事項	p19
1	位置付け	p19
2	他の関連計画との関係	p19
3	計画期間・対象ガス・削減目標	p20
V	新計画の特徴	p21
1	6つの社会像の提示	p21
2	各主体の役割	p22
3	削減効果指標による施策の進行管理	p23
4	戦略プロジェクトの推進	p27
VI	新計画で掲げる施策	p32
1	人と公共交通優先の歩いて楽しいまち	p32
2	森を再生し「木の文化」を大切にするまち	p34
3	エネルギー創出・地域循環のまち	p37
4	環境にやさしいライフスタイル	p39
5	環境にやさしい経済活動	p41
6	ごみの減量	p44
VII	新計画の進行管理	p47
VIII	おわりに	p49
	用語説明	p50
	(資料編)	p54
参考 1	諮問書(写し)	p55
参考 2	第8次京都市環境審議会委員名簿	p57
参考 3	地球温暖化対策推進委員会委員名簿	p58
参考 4	京都市環境審議会・地球温暖化対策推進委員会開催経過	p59
参考 5	京都市地球温暖化対策条例	p60

I はじめに

京都市環境審議会（以下「審議会」という。）は、京都市長から2009（平成21）年8月21日に「京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）の見直しに係る基本的な考え方」及び「新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方」の2点について諮問を受け、これまで、部会として設置した「地球温暖化対策推進委員会」（以下「委員会」という。）を11回、審議会を4回開催し、活発な審議を進めてきた。

審議は、京都市が国の中期目標の公表に先駆け策定した「京都市環境モデル都市行動計画」（2009（平成21）年3月策定）を基に、3つの市民会議（※）における検討や地球温暖化を巡る国際動向などを踏まえて、将来の低炭素社会を展望した規制的手段も含む京都ならではの大胆な具体的対策を検討し、京都市が審議経過を踏まえて行った市民意見募集や意見交換会などにおいて寄せられた市民、事業者の貴重な意見も参考に進めてきた。

2010（平成22）年9月には、審議会がとりまとめた考え方に基づいた条例の改正案が、市議会において全会一致で可決され、同年10月に公布された。この改正条例は、一部の規定を除き、2011（平成23）年4月から施行となる。

改正条例では「京都市域からの温室効果ガス排出量を、2020（平成32）年度までに基準年（1990（平成2）年度）比で25%削減、2030（平成42）年度までに40%削減」という高い削減目標を掲げており、低炭素社会の実現に向けた京都市民の決意を示すものとなっている。本答申は、この決意を行動に移し、この目標を達成するための具体的な行動計画となる「新京都市地球温暖化対策計画（以下「新計画」という。）の策定に係る基本的な考え方」についてまとめたものである。

※ 3つの市民会議は、「『歩くまち・京都』総合交通戦略策定審議会」、「『木の文化を大切にするまち・京都』市民会議」及び「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」を指す。いずれも、既に検討経過が取りまとめられ、「『歩くまち・京都』総合交通戦略」（2010（平成22）年1月策定）、「『木の文化を大切にするまち・京都』市民会議検討報告書」（2010（平成22）年3月）、「環境にやさしいライフスタイルの創造へ 京都からの提言－『環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議』提言－」（2010（平成22）年3月）として公表している。

Ⅱ 新計画策定の背景

1 地球温暖化とは

地球温暖化とは、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする、熱を吸収する性質を持つ「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などに伴って CO₂ の吸収が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のことである。

気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）の第 4 次評価報告書（以下「AR4」という。）では、世界全体の平均気温は 2005（平成 17）年までの 100 年間で 0.74℃上昇し、それに伴い平均海面水位が上昇したことが報告されている。また、今後も地球温暖化が続くことで、世界的に異常気象や自然生態系、農業への影響などが懸念されており、地球環境への深刻な影響を回避する水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるには、世界全体の気温の上昇が、産業革命以前から 2℃以内にとどまるよう、世界全体の排出量の大幅な削減が必要であることを示している。

なお、AR4 では、6 つの将来シナリオを設定し、それぞれの世界平均気温の上昇について、予測値と、可能性の高い予測幅を示している。21 世紀までに、「環境の保全と経済の発展を地球規模で両立する社会」（最も気温上昇の小さいシナリオ）では、約 1.8℃、「化石エネルギーを重視しつつ高い経済成長を実現する社会」（最も気温上昇の高いシナリオ）では、約 4.0℃と予測されている。その差は約 2.2℃と大きく、環境の保全と経済の両立を実現することが、気温上昇を緩和するために不可欠といえる。

2 国際的動向

（1）地球温暖化対策の始まり

1985（昭和 60）年にオーストリアで開催されたフィラハ会議をきっかけに、地球温暖化問題に対する危機感が国際的に広がった。1988（昭和 63）年には、地球温暖化に関する最新の科学的な研究成果を整理・評価し、報告書を作成することを目的に、IPCC が設立された。1990（平成 2）年には、IPCC の最初の報告書である「第 1 次評価報告書」が発表され、「過去 100 年間における地球の平均気温が 0.3～ 0.6℃上昇したのは、人間の産業活動などにより排出される温室効果ガスの増大が地球温暖

化の主な原因と見られる」などの報告がなされ、地球温暖化問題に対処するための国際的な条約が必要だという認識が高まった。

(2) 気候変動枠組条約の採択

こうした動きを受け、1990(平成2)年の第2回世界気候会議で、1992(平成4)年までに国際条約をつくることを目指して交渉を開始することが決まり、1992(平成4)年5月に気候変動枠組条約が採択された。同年6月には環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)がブラジルのリオデジャネイロで開催され、気候変動枠組条約の署名が始まった。この条約は、世界各国が協力して地球温暖化問題に対処することに合意した初めての国際的な約束で、現在190カ国以上が加盟している。

(3) 「京都議定書」の誕生

気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)は、1995(平成7)年にドイツのベルリンで開催された。2年間におよぶ国際交渉の末、1997(平成9)年12月11日にこの京都で開催された第3回締約国会議(COP3)において、「京都議定書」が全会一致で採択された。「京都議定書」は、先進国の温室効果ガス削減について、法的拘束力のある数値目標(日本:6%、EU:8%など)を定めたものとして、重要な意義を持つものである。これを機に、世界の地球温暖化対策は、大きな一歩を踏み出した。その後、京都議定書第1回締約国会議(COP11・COP/MOP1)が2005(平成17)年12月にカナダのモントリオールで開催され、「京都議定書」の完全実施が始まった。

(4) 近年の動向

2009(平成21)年7月、イタリアのラクイラで開催された主要国首脳会議(G8ラクイラ・サミット)では、世界全体の排出量を2050(平成62)年までに少なくとも半減するため、先進国全体で80%以上削減することの合意が得られた。

2009(平成21)年12月、デンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)では、IPCCの科学的な見解を認識し、世界全体の排出量の大幅な削減が必要であることを盛り込んだ「コペンハーゲン合意」に留意することが決定されたが、「京都議定書」の第1約束期間(2008(平成20)~2012(平成24年))と、2013(平成25)年以降の第2約束期間の間に隙間をつくらないための次期枠組については、最終的な合意に至ることはできなかった。

2010（平成 22）年 12 月にメキシコのカンクンで開催された第 16 回締約国会議（COP16）では、発展途上国の温暖化対策を支援する「グリーン気候基金」の設立に加えて、森林破壊防止対策や各国の気候変動対策の実施状況を検証することなどを盛り込んだ「カンクン合意」が採択された。なお、すべての国を対象にした温暖化ガス排出削減目標の設定などについては、今年、南アフリカのダーバンにて開催される次回の会議に持ち越された。

3 国内の動向

（1）「地球温暖化対策の推進に係る法律」の制定

日本は、「京都議定書」により、温室効果ガスの排出量を第 1 約束期間の間に、1990（平成 2）年比で 6%削減する義務を負った。それを受け、1998（平成 10）年に「地球温暖化対策の推進に係る法律」を制定し、削減目標の達成に向けて総合的に地球温暖化対策を推進している。

（2）「京都議定書目標達成計画」の策定

2005（平成 17）年 2 月の京都議定書の発効を受けて、日本の 6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、地球温暖化対策推進法に基づき、従来の諸計画を引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」を同年 4 月に策定した。現在まで、2 回の改定が行われている。

（3）近年の動向

2013（平成 25）年以降の国際的な枠組みづくりに向けた議論が進められる中、日本は、コペンハーゲン合意に賛同し、2010（平成 22）年 1 月 26 日に国連気候変動枠組条約事務局に対して、温室効果ガス排出量を 2020（平成 32）年までに 1990（平成 2）年比 25%削減する目標を提出した。

さらに、温室効果ガス排出量を 2020（平成 32）年までに 1990（平成 2）年比 25%削減すること（主要国による国際的枠組みの構築及び排出量に関する意欲的な目標についての合意が前提）及び 2050（平成 62）年までに 80%削減することを目標に掲げ、国内排出量取引（用語説明は 52 ページ）制度、地球温暖化対策税、再生可能エネルギー（用語説明は 52 ページ）の全量固定価格買取制度の創設などを盛り込んだ地球温暖化対策基本法案を、2010（平成 22）年 10 月 8 日に閣議決定したが、成立には至っておらず、現在も継続審議となっている。また、「地球温暖化対

策に係る中長期ロードマップ（2010（平成 22 年）3 月 31 日）や「次世代自動車戦略 2010（平成 22）年 4 月 12 日）」、「産業構造ビジョン（2010（平成 22）年 6 月 3 日）」、「エネルギー基本計画（2010（平成 22）年 6 月 18 日）」など、次々と関連する戦略が打ち出されているところであり、地球温暖化対策はあらゆる政策において欠くことのできない重要な視点となっており、今後、施策の着実な実現が期待される。

Ⅲ 京都市の地球温暖化対策

1 これまでの経緯

(1) 地球温暖化対策の始まり

京都市においては、COP3 開催を控えた 1997（平成 9）年 7 月に「京都市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、2010（平成 22）年までに二酸化炭素排出量を基準年比で 10%削減するという目標を掲げ、いち早く温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を開始した。

その後、2003（平成 15）年 6 月に「京都市地球温暖化対策地域推進計画（改訂版）」を策定し、25 項目の重点施策を定めるなど具体的施策の強化・充実を図った。

(2) 条例の制定と現行計画の策定

2004（平成 16）年 12 月には、更なる取組を進めるため、地球温暖化対策に特化した全国初の「京都市地球温暖化対策条例」を制定し、翌 2005（平成 17）年 4 月 1 日から施行した。同条例施行と同時に本市では、全庁横断的な推進組織として、京都市長を本部長とする「京都市地球温暖化対策推進本部」を設置し、全庁をあげて地球温暖化対策の一層の推進を図ってきた。

また、2006（平成 18）年 8 月には、市民・事業者・行政の取組や施策を更に充実・強化するために、現行計画である「京都市地球温暖化対策計画」を策定した。

(3) 環境モデル都市への選定

2009（平成 21）年 1 月には、温室効果ガスを大幅に削減する社会である低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定された。長期的には温室効果ガスを「削減する」ことに留まらず、「排出しない」という観点に立って、「カーボン・ゼロ都市に挑む」ことを基本姿勢とするとともに、2030（平成 42）年までに 1990（平成 2）年レベルから 40%削減、2050（平成 62）年までに 60%削減とする中長期目標を設定し、削減目標の達成に向けて、6 つの方向性の下、京都市の特性、地域力、知的資源を活かし、総合的な取組を進めている。

(4) 条例の改正と新計画の策定

そして 2010（平成 22）年 10 月には、温室効果ガス排出量を 80%

以上削減した低炭素社会の実現に向けた決意を新たにするために条例を全部改正し、「京都市域からの温室効果ガス排出量を、2020（平成 32）年度までに基準年（1990（平成 2）年度）比で 25%削減、2030（平成 42）年度までに 40%削減」という高い削減目標を掲げるとともに、具体的な取組や施策を更に充実・強化させた。

この削減目標を確実に達成するための具体的な行動計画が新計画であり、本答申では、その策定にあたっての基本的な考え方を示している。

2 現行計画の総括

（1）施策の評価体制

2007（平成 19）年 2 月、京都市環境審議会の常設部会として、市民や事業者、環境保全団体の代表、学識経験者などで構成される「地球温暖化対策評価検討委員会」を設置し、地球温暖化対策の取組の点検評価を行ってきた。

年間の取組状況については、条例の規定に基づき、「地球温暖化対策に係る年次報告書」としてとりまとめ、毎年 1 月頃に公表している。

（2）施策の実施状況及び評価

現行計画に掲げる全施策 163 項目のうち 162 項目は着手済みであり、重点施策に位置付けているものについては、95 項目中 94 項目が実施されている。未着手の 1 項目は、運輸部門対策の「低公害車・低燃費車の普及促進（低公害車の駐車料金割引制度の促進）」である。

（3）事務事業の進ちょく状況

事務事業の進ちょくや効果を把握するために設定した 83 項目の成果指標のうち、実績数値が確定しているのは 80 項目である。このうち、実績が改善しているものは 67 項目である。

また、83 項目のうち 17 項目については、各種計画において目標値と目標達成年度が設定されており、そのうち 9 項目については目標値を達成している。

（4）事務事業の実施による削減効果

温室効果ガス排出量の削減効果を算定できたものは、6 項目であり、これらの削減効果の合計は約 49 万トンである。地球温暖化対策を効果的に推進するためには、削減量を数値化できる事業を拡大し、着実な進ちょく管理をしていく必要がある。

なお、現行計画で施策目標を掲げている施策のうち、運輸部門対策及び民生部門対策（家庭部門）の「普及啓発」などについては、削減効果の数値化が図られていないため、施策の進ちょく状況を示す指標に加えて、削減効果の数値化に直接つながる新たな進ちょく指標を設定する必要がある。

（５）重点施策の実施状況及び評価

ア 自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進

2009（平成 21）年度の自然エネルギーなどの利用による二酸化炭素削減量の合計は約 7.1 万トンである。自然エネルギー・未利用エネルギーの利用を促進するためには、金銭的負担が比較的小さい仕組みの創設が必要である。

イ 事業者における地球温暖化対策の推進

特定事業者（温室効果ガス排出量が多い事業者）における 2009（平成 21）年度の温室効果ガス排出量の状況は、全体として基準年度排出量から 10.5%減少した。中小事業者については、KES 認証取得の促進のほか、2008（平成 20）年度から、省エネの取組を進めようとする中小規模の事業者を対象に、診断、設備助成の一貫したサポート体制を構築し、中小事業者の温室効果ガス排出削減の取組を支援している。

また、排出量が増加し続けている民生・業務部門については、特定事業者のエネルギー使用効率の改善、環境マネジメントシステム（用語説明は 51 ページ）の導入の拡大、省エネ型建築物の普及に向けた施策の充実が必要である。

ウ 家庭における地球温暖化対策の推進

環境家計簿事業を核として取組を進めているほか、2009（平成 21）年度には、将来を担う子ども達が、地球環境に対する理解を深め、夏（冬）休み期間中に、家族と相談しながら、「子ども版環境家計簿」に取り組むことにより、子どもの視点からライフスタイルを見直し、地球温暖化防止につながるエコライフの実践継続を図る「こどもエコライフチャレンジ推進事業」の実施校数を拡大している。（環境家計簿事業は 2010（平成 22）年度に終了予定）。

市民の取組を支援するこれらの対策を引き続き拡充していくほか、市民が省エネルギー型の製品を選択することを促進するため、事業者と連携して、情報提供に努めるとともに、家庭の省エネ対策の助言を行う「省エネ診断」事業を拡充する必要がある。

エ 自動車交通対策の推進

『歩くまち・京都』総合交通戦略」「京都市自動車公害防止計画」などに基づき、公共交通機関利用への転換や観光地における自動車利用の抑制、エコカー（用語説明は 50 ページ）の普及支援、エコドライブ（用語説明は 50 ページ）やアイドリング・ストップの推進などに取り組んでいる。

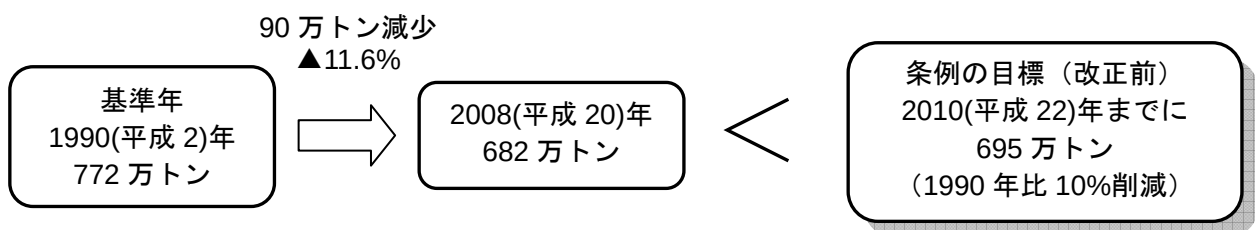
今後は、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、利用者の視点に立った公共交通のネットワーク化、環境に優しく利便性の高い未来の交通システム、更に大胆なマイカー抑制を市民ぐるみで進めるためのライフスタイルのあり方などを検討のうえ、市民、事業者、更には観光客も含めた取組としていく必要がある。

オ 森林吸収の促進

2010（平成 22）年における森林吸収量として 12 万トンを見込んでいるが、平成 21 年度末の吸収量は約 9.9 万トンであることから、目標達成に向け、地域産木材の活用や木質バイオマス（用語説明は 53 ページ）エネルギーの活用などを通じた新たな森林の育成対策を検討する必要がある。

3 京都市における温室効果ガス排出量の状況

（1）温室効果ガス排出量



2008（平成 20）年における温室効果ガスの排出量は、682 万トンであり、基準年（1990（平成 2）年）の排出量 772 万トンから 90 万トン、11.6%減少し、改正前の条例で掲げていた 10%削減の目標を達成している。

2008（平成 20）年度の排出量が大きく減少したのは、全体の約 95%を占めている二酸化炭素の排出量が 44 万トン減少したためであり、原油価格の高騰や金融危機に伴う景気低迷の影響に加えて、暖冬により、産業、運輸などの各部門からのエネルギー消費量が減少したことが要因として挙げられる。

(2) 二酸化炭素排出量

2008（平成 20）年の二酸化炭素排出量は 661 万トンで、温室効果ガス総排出量の約 95%を占めている。主な排出部門の状況をまとめた表を次ページに示す。

産業部門は基準年である 1990（平成 2）年の 195 万トンをピークに、運輸部門は 1996（平成 8）年の 217 万トンをピークに減少し、基準年の排出量を下回っている。

一方で、民生・家庭部門及び民生・業務部門は基準年から大幅に増加しており、対策の強化が急務となっている。

表 1 2008（平成 20）年の部門別二酸化炭素排出量

部 門	排出量	増 減	主な増減理由
産業部門 （工場等）	108 万トン	基準年比 44.5%減少	燃料転換，製造品出荷額の減少
		前年比 8.2%減少	電気の排出係数の改善
運輸部門 （自動車・鉄道）	165 万トン	基準年比 16.1%減少	平均燃費の向上
		前年比 6.1%減少	原油価格の高騰による使用量の減少
民生・家庭部門	189 万トン	基準年比 21.8%増加	世帯数の増加
		前年比 5.5%減少	電気の排出係数の改善 冬季平均気温の前年からの上昇
民生・業務部門 （商業・サービス・事務所等）	176 万トン	基準年比 16.2%増加	課税床面積等の増加
		前年比 6.1%減少	電気の排出係数の改善 冬季平均気温の前年からの上昇

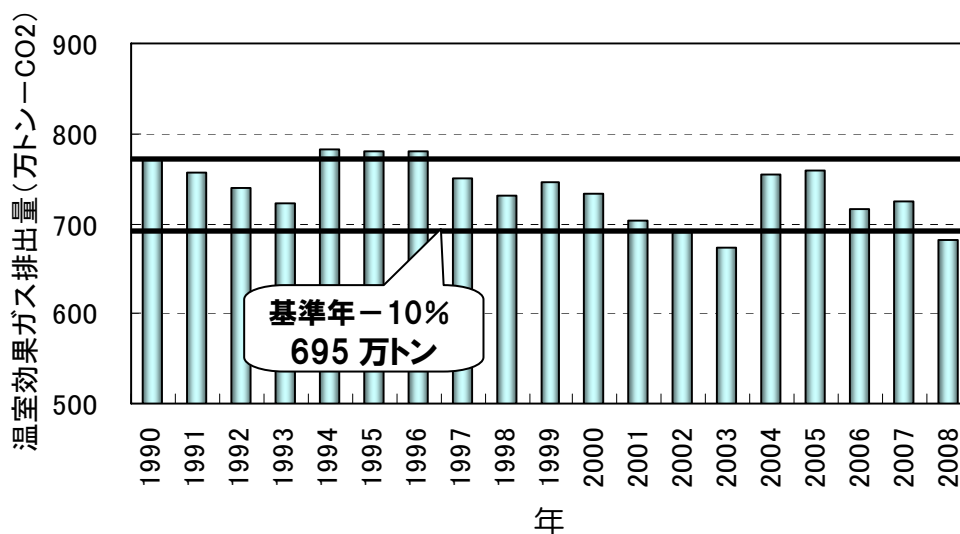


図 1 温室効果ガス排出量の推移

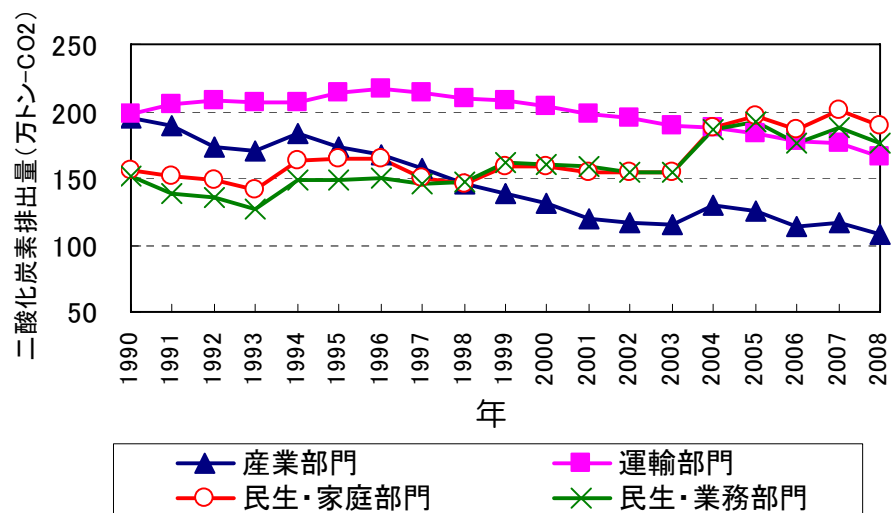


図 2 部門別二酸化炭素排出量の推移

4 京都市の地域特性

(1) 地象・気象・土地利用

京都市の面積は 827.90km² で、市街地を東山、北山、西山と呼ばれる標高 1,000m以下の山々に囲まれている内陸都市である。市域の 4 分の 3 が森林で占められ、山紫水明と称される豊かな自然が形成されている。

気象の特徴は、夏に雨が多く、冬には少ないという瀬戸内式気候であり、三方を山に囲まれているという地形的特徴から、寒暖の差が大きい内陸性気候であること、また、盆地地形のため、風が弱いことである。

京都の気象のたとえとして、古くから「京の底冷え」といわれてきたが、年々暖かくなってきている。

土地利用の面では、京都の豊かな自然を守り育てるとともに、長い歴史に培われた文化やコミュニティ、歴史的な町並みなど京都の個性を大切にした都市計画が行われている。都心部や伏見の中心部など、古くから市街地であったところを中心に、おおよそ鉄道の整備に従い、市街地が広がっている。

高度経済成長期に急激な人口増加に対応するためスプロール化したところもあるが、三方を山々に囲まれるという地理的条件から市街地の拡大が限定されているため、比較的コンパクトな市街地規模を維持している。

(2) 人口・世帯数

京都市の推計人口は 1,463,444 人、世帯数は 680,139 世帯（2010（平成 22）年 9 月 1 日現在）で、前年に比べて人口は 2,473 人（0.2%）減少、世帯数は 4,671 世帯（0.7%）増加している。

人口ピラミッドをみると、19 歳から 22 歳は、大学生などの転入により多くなっている。また、36 歳から 38 歳は、第 2 次ベビーブームによる出生増で多くなっており、61 歳から 63 歳は第 1 次ベビーブームによる出生増で多くなっている。なお、出生数に大きな変化がないため、17 歳以下はほぼ同数となっている。

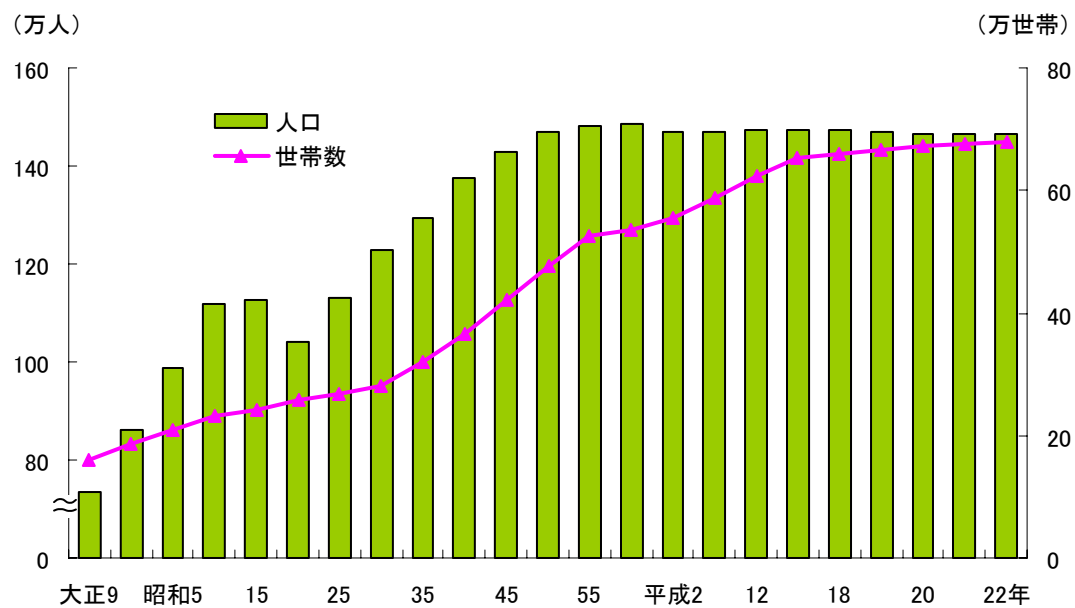
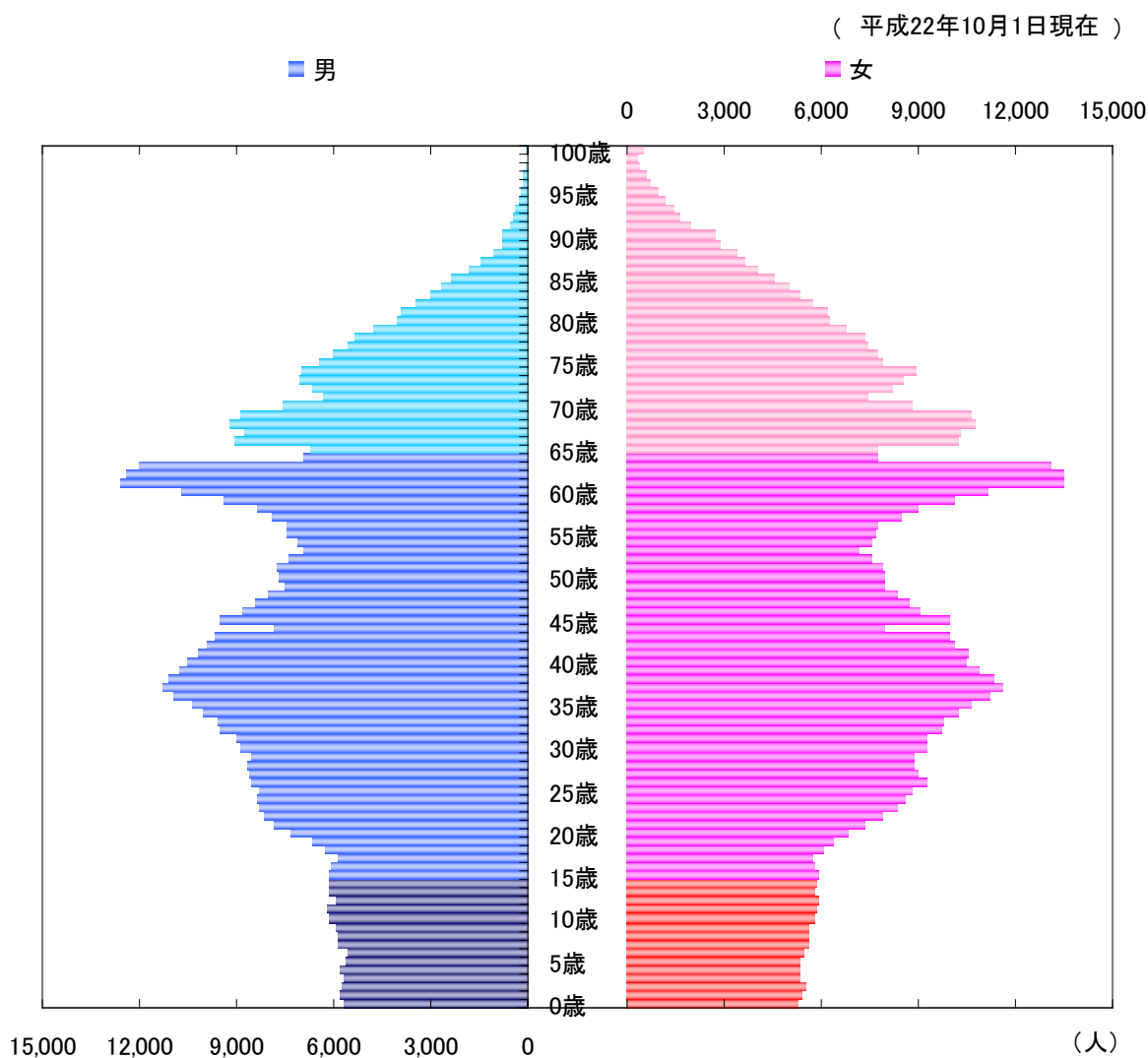


図3 現在の市域による世帯数及び人口の推移



(資料：京都市住民基本台帳の年齢別人口)

図4 京都市の人口ピラミッド

世帯構成人員数別世帯数をみると、2010（平成 22）年 10 月時点で最も多いのは単身（1 人）世帯の 276,571 世帯（世帯総数に占める割合は 43%）で、次いで 2 人世帯の 164,654 世帯（同 25%）、3 人世帯の 99,807 世帯（同 15%）の順となっている。一方、1990（平成 2）年 10 月時点では、単身世帯の 179,519 世帯（同 42.5%）が最も多く、次いで 2 人世帯の 164,654 世帯（同 25.3%）、3 人世帯の 99,807 世帯（同 15.3%）の順となっており、この 20 年の間に、単身世帯と 2 人世帯が増加し、4 人以上の世帯が大きく減少している。

人口減少・高齢化の進展などによる財政的な制約の高まりや、都市基盤ストックの維持管理費・更新費の増大が見込まれるなど、新たな都市設備などへの投資が困難になると予想されている。

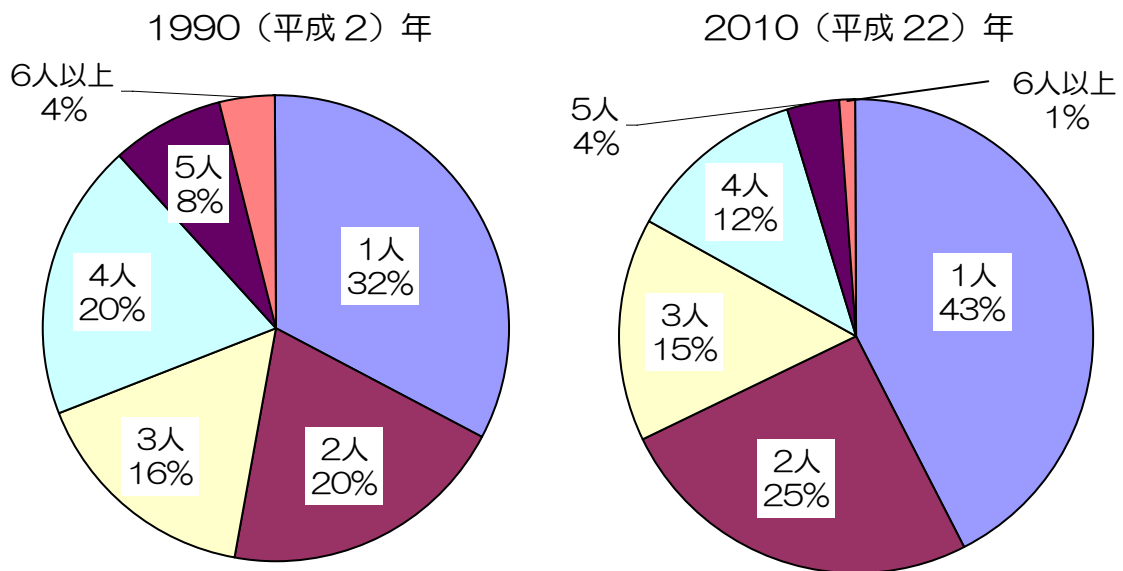


図 5 世帯構成人員別世帯数の割合 （出典：京都市統計書）

（3）都市構造・交通・インフラ

京都市の市街地は、今もなお、平安京以来の碁盤目状の都市構造を特徴としている。また、14 件の世界遺産をはじめ、国宝や重要文化財に指定された建造物、京町家などの歴史的資源が市内各地に存在している。

京都市の市街化区域内では、都市間や市内間を結ぶ公共交通網として、JR、京阪、阪急、近鉄、地下鉄などの鉄軌道網とともに、市バスをはじめとする路線バス網が張り巡らされているが、本数が少ない、あるいは移動時間がかかるなどの交通不便地も存在する。

市街地西部や南部には、世界的な企業の本社機能が集積している。新た

な都市機能を誘導する地区としては、らくなん進都（高度集積地区）やKRP（京都リサーチパーク）、桂イノベーションパークがある。

また、京都市は、国公私立を合わせて 37 もの大学・短期大学を中核とする学術研究機能を有する都市であるとともに、「国際文化観光都市」として、姉妹都市や、歴史都市連盟に属する都市と多様な国際交流が進められている。

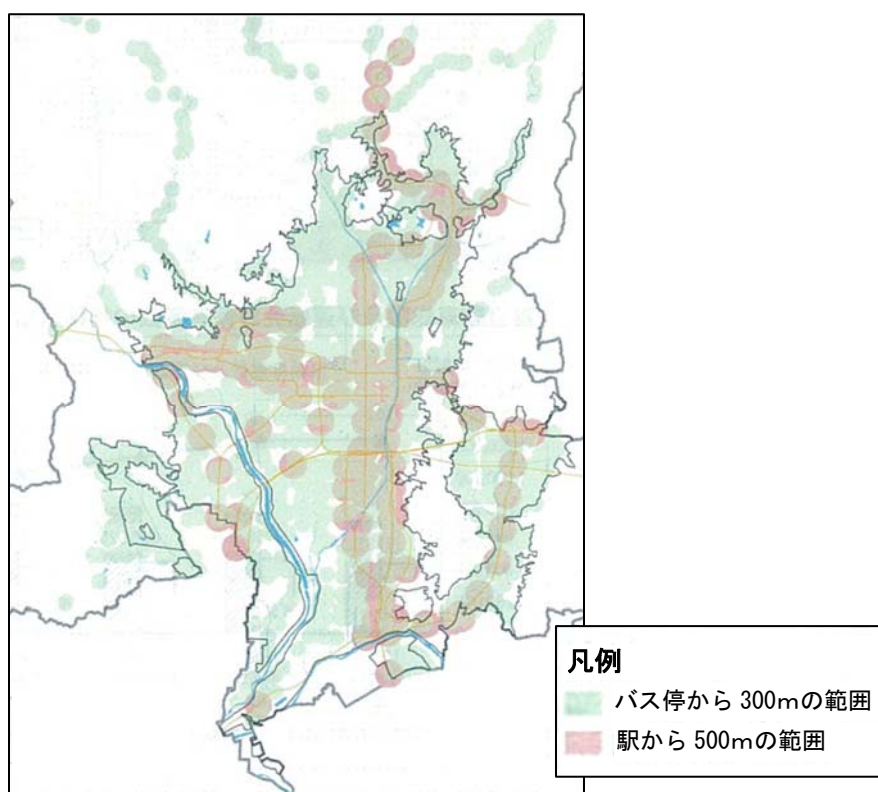


図 6 京都市内（市街化地域）の公共交通網

（４）産業構造・経済状況

京都市の事業所数は 7 万 8,333 事業所、従業者数は 73 万 4,400 人となっている。

産業大分類別に事業所数をみると、「卸売・小売業」が 2 万 2,425 事業所で産業全体の 28.6%を占めて最も多く、次いで理容・美容業や法律、会計、建築といった専門サービス業などの「サービス業（他に分類されないもの）」が 1 万 3,403 事業所（構成比 17.1%）、「飲食店、宿泊業」が

1万2,769事業所（同16.3%）の順となっている。

また、京都市の市内総生産（平成19年度）を産業構成比で見ると、サービス業が23.2%で最も多く、次いで、製造業の17.9%、卸売・小売業の15.8%、不動産業の15.6%と続いている。平成9年度以降、サービス業が首位となっている。

国全体と比較すると、主に不動産業と卸売・小売業の占める割合が高く、一方、製造業と建設業の占める割合が低くなっている。

表2 産業（大分類）別、事業所数及び従業者数

産業大分類	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)
全産業	78,333	100	734,400	100
第1次産業	50	0.1	531	0.1
農業	36	0.1	413	0.1
林業	13	0	116	0
漁業	1	0	2	0
第2次産業	13,772	17.6	138,934	18.9
鉱業	6	0	49	0
建設業	4,383	5.6	30,556	4.2
製造業	9,383	12	108,329	14.8
第3次産業	64,511	82.4	594,935	81
電気・ガス・熱供給・水道業	50	0.1	3,420	0.5
情報通信業	683	0.9	14,477	2
運輸業	1,355	1.7	31,092	4.2
卸売・小売業	22,425	28.6	173,095	23.6
金融・保険業	930	1.2	17,452	2.4
不動産業	5,343	6.8	16,599	2.3
飲食店、宿泊業	12,769	16.3	82,314	11.2
医療、福祉	4,364	5.6	72,698	9.9
教育、学習支援業	2,519	3.2	49,709	6.8
複合サービス事業	435	0.6	5,467	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	13,403	17.1	107,976	14.7
公務（他に分類されないもの）	235	0.3	20,636	2.8

（出典：平成18年事業所・企業統計調査）

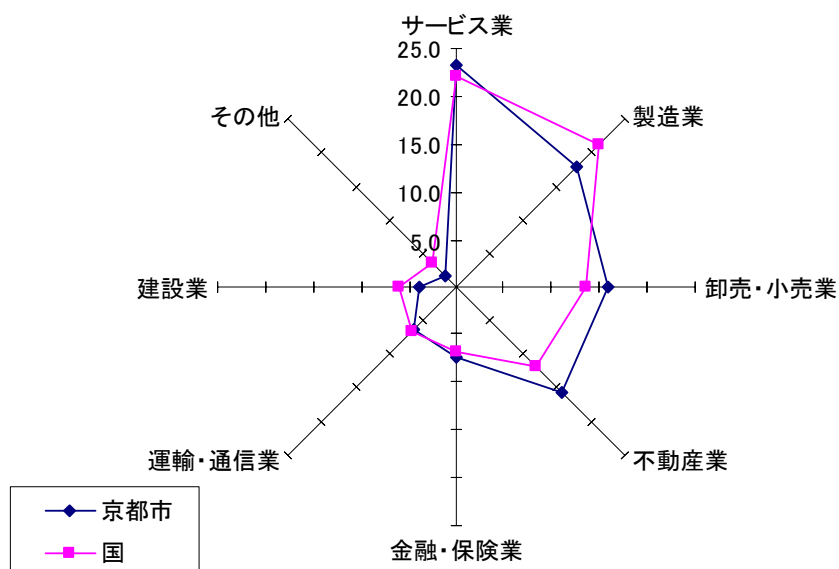
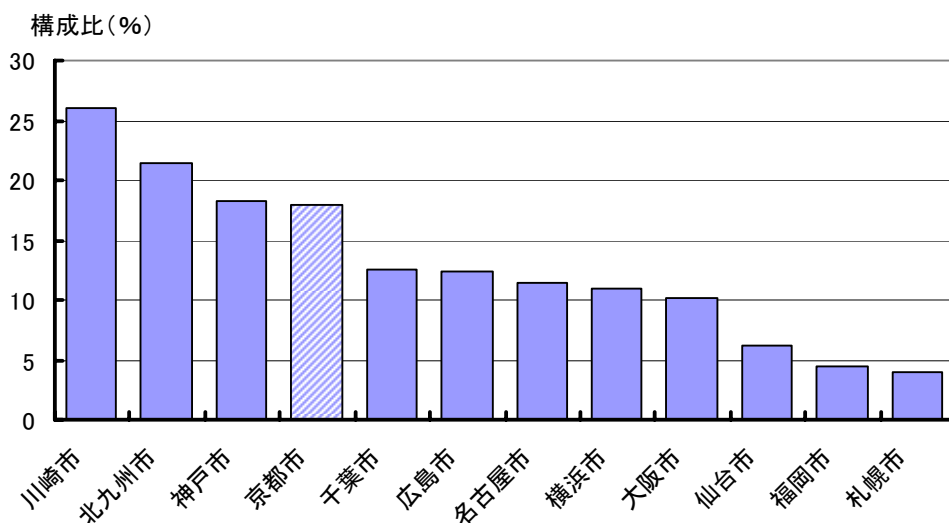


図7 市（国）内総生産の構成比

平成19年度市内総生産の製造業の構成比について他の政令指定都市と比較すると、京都市は、神戸市（18.2%）に次ぐ4位（17.9%）となっている。

京都市は、伝統産業から最先端産業まで多様な産業が集積するものづくり産業都市だが、近年、製造業の事業所数は1995（平成7）年の10,872事業所から2005（平成17）年には7,020事業所と3,852事業所が減少し、従業者数も同期間で114,337人から80,585人と33,752人減少している。

また、京都市内には84の商店街があるが、近年、大型ショッピングモールの立地や、ロードサイド型店舗の増加、コンビニエンスストアの増加などにより、商店街等の小規模小売店舗が減少している。



（出典：京都市の経済 2010年版）

図8 政令指定都市別市内総生産に占める製造業の割合

(5) 京都市の暮らしの変化

1965（昭和 40）年度と 2007（平成 19）年度の暮らしの変化をみると、電化製品の普及が進み電力需要が約 900kwh／世帯から約 5500kwh／世帯へ約 6.1 倍増えている。

また、ごみの量も 538g／人・日から 1,161g／人・日へ約 2.2 倍増えている。

表 3 京都市の暮らしの変化

項目／年度		1965年度	2007年度
京都市のまち	人口 世帯数	1,365,007人 363,905世帯	1,468,588人 665,348世帯
	平均気温	15.5℃	16.3℃
	土地利用	宅地：16%，田：14%，畑：5%，山林64%，その他：2%	宅地：24%，田：6%，畑：2%，山林64%，その他：2%
	世帯構成率	約4割が3・4人世帯	3・4人世帯は3割以下に減少し、単身世帯が4割以上に増加
	世帯人数	3.8人／世帯	2.2人／世帯
	高齢化率	約6%	約23%
	電力需要	約900kwh／世帯	約5500kwh／世帯
	ガス需要	642m ³ ／世帯	341m ³ ／世帯
京都市の暮らし	冷暖房	・エアコンはほとんど普及しておらず、扇風機が主流である。 ・こたつ、石油ストーブが主流である。	・エアコンの保有数約3台／世帯 ・電気カーペット、床暖房の普及
	給湯	・家庭風呂は少なく、銭湯を利用している。 ・シャワー未普及である。 ・都市ガス普及率約70%	・3ヶ所給湯（台所、風呂、洗面）
	家電・その他	・白黒テレビ、冷蔵庫、洗濯機が普及 ・電気冷蔵庫100リットル／世帯	・カラーテレビの保有数2～3台／世帯 ・プラズマ、液晶テレビが普及 ・パソコンの保有台数約1台／世帯 ・電気冷蔵庫400リットル／世帯
その他		ごみ原単位：538g／人・日	ごみ原単位：1,161g／人・日

（出典：京都市統計書など）

Ⅳ 新計画の基本的事項

1 位置付け

新計画は、「はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン（京都市基本計画）」の分野別計画であるとともに、「京都市地球温暖化対策条例」の第 9 条に規定されている「地球温暖化対策計画」に該当する。

条例で定めた削減目標を確実に達成するための行動計画であり、具体的な削減対策やそれに伴う削減効果を定量的に示すとともに、対策の点検・評価・見直しといった進行管理の方法などを定めるものである。

2006（平成 18）年 8 月に策定した「地球温暖化対策計画」を引き継ぐとともに、2009（平成 21）年 3 月に策定した「環境モデル都市行動計画」を統合し、さらに 2000（平成 12）年 3 月に策定した「新エネルギービジョン」において掲げる再生可能エネルギーの導入目標を現状に即したものに改めた地球温暖化対策の総合計画とする。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する「地方公共団体実行計画」の区域施策編に相当する。ただし、市役所の率先実行計画となる事務事業編については、別途策定する。

2 他の関連計画との関係

温室効果ガスはあらゆる人間活動に伴って排出されるものであること、京都市が環境を基軸とした政策を推進していることから、新計画は他分野の行政計画と密接に関連している。

【上位計画】

はばたけ未来へ！京^{みやこ}プラン（京都市基本計画，2010（平成 22）年度策定），京都市各区基本計画（2010（平成 22）年度策定予定），京^{みやこ}の環境共生推進計画（2006（平成 18）年度改定）

【環境保全分野】

京都市自動車公害防止計画（2011（平成 23）年度改定予定），京都市循環型社会推進基本計画（2009（平成 21）年度改定），京都市バイオマス活用推進計画（2010（平成 22）年度策定予定），第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画（2010（平成 22）年度策定予定）

【まちづくり分野】

京都市都市計画マスタープラン（2011（平成 23）年度改定予定），京

都市緑の基本計画（2009（平成 21）年度策定）、「歩くまち・京都」総合交通戦略（2009（平成 21）年度策定）、京都市自転車総合計画（2009（平成 21）年度改定）

【産業分野】

新・京都市産業振興ビジョン（仮称）（2010（平成 22）年度策定予定）、京都市農林行政基本方針（2010（平成 22）年度策定）、京都市森林整備計画（2008（平成 20）年度改定）

計画の推進にあたっては、あらゆる関連計画と整合を図るとともに、共有して取組を進めることが必要である。

3 計画期間・対象ガス・削減目標

（1）計画期間

2011（平成 23）年度から 2020（平成 32）年度までの 10 年間とする。

※ 2020（平成 32）年度は、条例の目標年度である 2030（平成 42）年度の中間年度にあたる。

※ 社会情勢の変化などを踏まえて、5 年を目途に見直しを検討する。

（2）削減の対象となる温室効果ガス

本計画における削減の対象となる温室効果ガスは、以下の 6 種類とする。

- | | |
|----------------|-------|
| ① 二酸化炭素 | 【CO2】 |
| ② メタン | 【CH4】 |
| ③ 一酸化二窒素 | 【N2O】 |
| ④ ハイドロフルオロカーボン | 【HFC】 |
| ⑤ パーフルオロカーボン | 【PFC】 |
| ⑥ 六ふっ化硫黄 | 【SF6】 |

（3）削減目標

京都市域から排出される温室効果ガスの排出量を、2020（平成 32）年度までに、1990（平成 2）年度比で 25%削減する。

※ 条例の削減目標は、以下のとおりである。

- (1) 2020（平成 32）年度までに、1990（平成 2）年度比で 25%削減
- (2) 2030（平成 42）年度までに、1990（平成 2）年度比で 40%削減

V 新計画の特徴

1 6つの社会像の提示

本計画においては、温室効果ガスの排出を2020（平成32）年度までに、1990（平成2）年度比で25%削減することを目標としているが、地球温暖化対策条例の前文に理念として掲げられているように、温室効果ガスの排出削減を通じて、持続可能な発展が可能となる低炭素社会を実現することが、本計画が目指すべき目的である。

こうした低炭素社会の実現に向けては、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムを転換していくことが不可欠であり、そのためには市民や事業者が広く共感でき、共有することができる社会像を提示し、それに向けた政策を進めていくことが重要である。

このため、本答申では、京都の特性を考慮した6つの観点から、条例の削減目標年次である2030（平成42）年度の低炭素社会像を提示する。新計画は、2030（平成42）年度という中長期的な将来を展望しつつ、それに至る前半10年の着実な取組を示すものとし、5年を目途に見直すことで、戦略的な施策展開を確保する。

（1）人と公共交通優先の歩いて楽しいまち

使いやすい公共交通と歩く魅力にあふれ、人々が歩く暮らしを大切にしている「歩くまち・京都」が実現している。

自動車利用の制限を含めた様々な抑制策を通じて、クルマの総交通量は減少し、走行しているクルマは、電気自動車をはじめとするエコカーに代わっている。

（2）森を再生し「木の文化」を大切にするまち

市域の3/4を占める森を再生し、森に親しみ、森の恵みを都市に還元することにより、文化の醸成や産業の振興に積極的に取り組んでいる。

地域産木材を多様に活用しながら、京町家の知恵を生かした新たな住宅建築が促進され、持続可能な木材利用の循環サイクルが構築されるとともに、京都らしい景観形成が進展している。

豊かな緑に囲まれ、人々が、暮らしの中で、身近に木のぬくもりを感じることができるまちが実現している。

（3）エネルギー創出・地域循環のまち

太陽光や太陽熱などを利用したクリーンエネルギー（用語説明は52ペ

ージ)の創出が市内あらゆる場所で盛んになり、ごみなどのバイオマスや河川の水力などが地域単位でのエネルギーとしての役割を果たしている。

(4) 環境にやさしいライフスタイル

一人ひとりが、環境にやさしい取組を当たり前のこととして行い、自然と共生した地産地消の食文化や季節感を大切にする「ライフスタイルの京都モデル」が定着している。

また、地域の創意工夫が生かされ、身近な地域から「エコ」が発信されている。

(5) 環境にやさしい経済活動

最先端の技術を誇る京都の環境産業が、省資源・省エネルギー、長寿命、リサイクルを前提とした製品やサービスの普及に先導的役割を果たし、環境と経済の好循環の下、活力ある地域づくりや世界全体の低炭素化に大きく貢献している。

企業では、エネルギー効率の高い機器の導入が進むとともに、環境面での社会貢献活動が活発に行われ、低炭素のまちを牽引する大きな力となっている。

(6) ごみの減量

ごみを出さない生活や事業活動が社会システムとして構築され、それを前提とした製品が普及している。

マイバッグの持参が当たり前になり、店頭で売られる商品の包装材は必要最小限になるとともに、プラスチック製のものは激減している。

2 各主体の役割

温室効果ガス削減目標の達成及び上記の社会像の実現に向けて、市民、事業者、京都市及び観光旅行者その他の滞在者は、各々の役割を担うとともに、協働して具体的な取組を進める。

(1) 市民

地球温暖化問題についての理解を深めるとともに関心を高め、日常生活における省資源・省エネルギー行動の実践や省資源・省エネルギー・低炭素型製品の購入及びサービスの利用に取り組む。また、地域社会や環境保全活動団体などの温暖化防止活動へ積極的に参加するとともに、事業者や行政の実施する地球温暖化対策との協働、連携を図る。

(2) 事業者

製造、流通、使用・消費、リサイクル、廃棄などの事業活動が関わる全ての過程を通じて、温室効果ガス排出の削減を図るとともに、従業員の環境教育を行う。さらに、地球温暖化防止のため計画的・継続的な取組と併せて、計画の策定と計画及び実施状況の報告を行うとともに、市民や行政の実施する地球温暖化対策との協働、連携を図る。

(3) 京都市

市民、事業者の取組を進めるために地球温暖化防止活動への支援を行うとともに、規制やインセンティブを付与する制度などの必要な措置を講じる。また、京都市役所は、市内有数の大事業所であることから、一事業者・一消費者として、省資源・省エネルギー・低炭素型製品の優先購入、省資源・省エネルギー・低炭素型サービスの率先利用、省エネルギー・省資源活動などの率先実行にも取り組む。また、公共事業などの事務事業においても温室効果ガス排出削減に向けた取組を進める。さらに、温暖化対策を推進するため、全庁的な推進体制を充実させる。なお、これらの取組を効果的に進めるために、国、近隣府県市町村との連携や市民・事業者などとのパートナーシップによる取組を行うとともに、計画の進捗状況を点検・評価することとし、その結果を公表する。

(4) 環境保全活動団体（NPO など）

具体的な環境保全活動に取り組む一主体であるにとどまらず、市民・事業者・行政の各主体間の連携を取り持つとともに、多様化する社会的ニーズに対し、行政では対応しきれない、もしくは対応が不十分となってしまう領域について機動的に対応するなど、多様な主体の環境パートナーシップを構築する上での潤滑油となる。

(5) 観光旅行者その他の滞在者

市民、事業者、行政及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力する。

3 削減効果指標による施策の進行管理

(1) 2030（平成 42）年度の二酸化炭素排出量の将来推計

条例で掲げる 2030（平成 42）年度の削減目標の技術的な実現可能性を検証するため、排出量の将来推計を行うとともに、将来のあるべき社会経済状況を想定し、排出削減のシミュレーションを行う「バックキャスト方式」で、二酸化炭素排出量の削減見込量の検討を行った。

その結果、2030（平成 42）年度における 40%削減は、経済成長によってエネルギー需要は増加するものの、現在の技術水準を前提とした各種の削減対策を進展させることにより実現可能であることが結論付けられた。

2030（平成 42）年度の削減見込量の内訳を見ると、部門別では、業務部門の削減ポテンシャルが最も大きく、運輸部門、家庭部門がこれに続いている。削減対策の種別としては、高効率機器導入や次世代自動車への転換などのエネルギー効率改善で最も大きな効果が期待でき、さらに再生可能エネルギーの利用などについても削減余地が大きいと判断された。

シミュレーション結果が示すとおり、エネルギー効率改善や再生可能エネルギー利用の飛躍的な進展が不可欠であり、これを実現するための具体的施策は、現在の延長線上の取組を継続するだけでなく、市民、事業者の協力の下、社会構造の転換を促すような大胆なものでなければならないことが判明した。

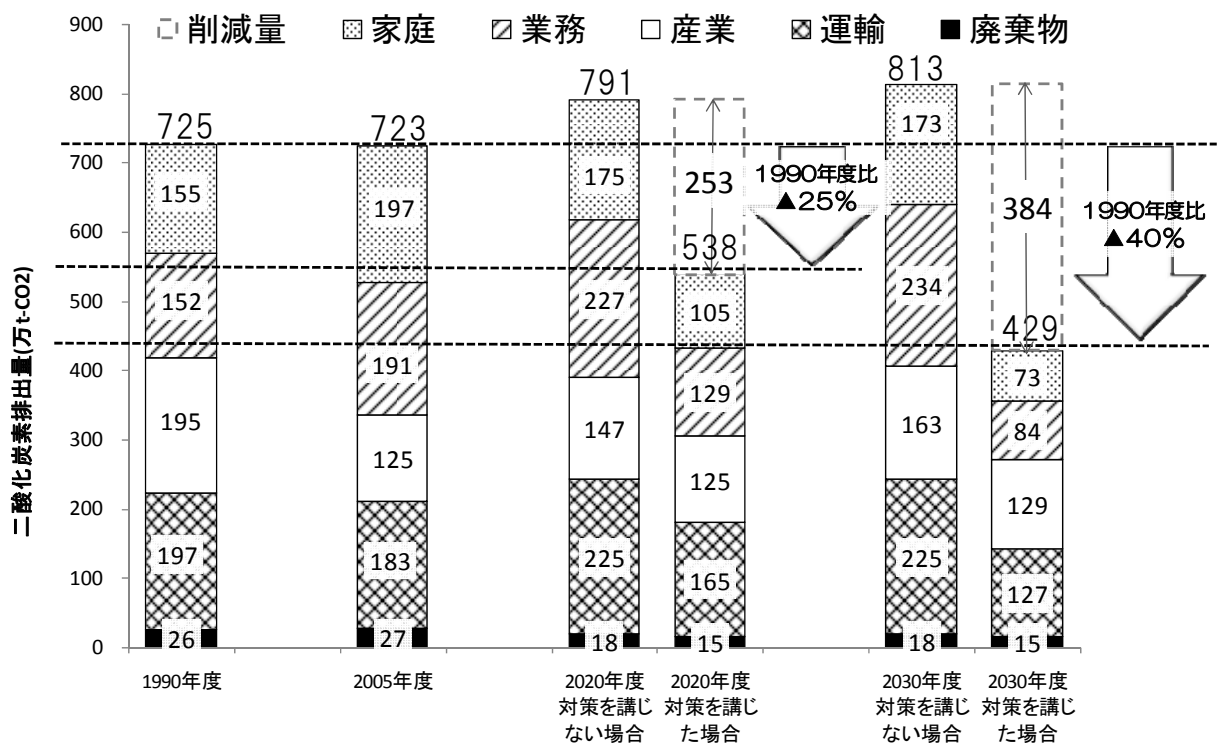
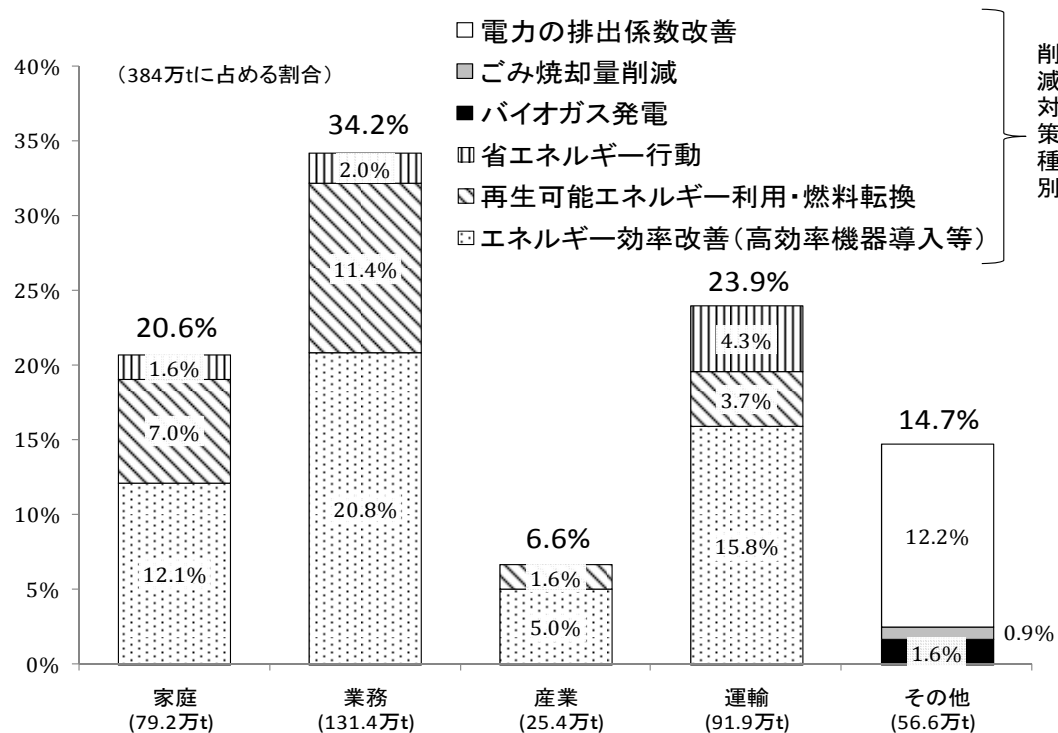


図 9 二酸化炭素排出量の将来推計と
バックカスティング方式による削減見込量の検討



※ 電力の排出係数は、地域係数（関西電力株式会社）を用いた。また、2020年度及び2030年度の係数については、2008～2012年度における自主目標（1990年度比2割減）を用いた。

※ 排出係数改善による部門別の削減割合（量）は次のとおり。

【家庭】4.8% (18.3万t) 【業務】4.3% (16.6万t) 【産業】1.9% (7.3万t) 【運輸】1.2% (4.8万t)

※ 推計には、京都大学大学院工学研究科松岡譲教授研究室に協力いただいた。

図 10 部門別・対策種別の削減ポテンシャル（2030（平成42）年度）

（2）削減効果指標の設定

新計画では、現行計画において設定している、施策の進ちょく状況を把握する「進ちょく指標」（例：イベント参加者数など）に加えて、「市内自家用車保有台数」などの削減効果の算定に結びつく「削減効果指標」を設定することとする。

削減効果指標を設定するメリットとして、以下のことが挙げられる。

- ① 削減効果指標ごとに数値目標を設定することで、削減効果の積算が可能となる。
- ② 毎年削減効果指標を把握することで、数値目標との乖離が大きなものについては施策を強化するなど、的確かつ具体的な対応が可能となる。
- ③ 社会像ごと、分野ごとの削減効果のポテンシャルを把握することが可能となる。

特に②のメリットは大きく、新計画では従来の進ちょく指標に加えて、削減効果指標を把握することで、施策を過不足なく推進することとする。

(3) 2020（平成 32）年度の二酸化炭素排出量の将来推計

ア 削減効果の積算

「市内自家用車保有台数」などの削減効果指標を設定し、それぞれについて 2020（平成 32）年度の目標値を定めて削減効果を算定し、積算を行った。その結果、削減効果は約 94 万トンとなった。

表 4 削減効果指標による削減効果の積算

社会像	削減効果指標	単位	2008年度 (現況値)	2020年度 (目標値)	部門	削減量 (ktCO2)
歩くまち	市内自家用車保有台数	台	約516,000	約475,000	運輸	76.8
	市内公共交通利用者数	人	約4.5億	約4.9億	運輸	36.1
	自動車燃費【販売ベース】	km/L	14.4	22.0	運輸	258.3
	エコカーの普及台数	台	約100	60,000	運輸	59.8
	合計					430.9
木の文化	CASBEE京都届出件数【業務用ビル】	件	0	540	業務	2.7
	市域産ベレット利用量	トン	0	3,500	産業、業務	4.4
	森林面積【天然生林、育成林】	ha	29,100	30,100	全部門	5.0
	省エネ法基準達成建築物数【業務用ビル】	件	不明	現状+1,548	業務	5.0
	合計					17.1
エネルギー	太陽光発電設備の発電出力	kW	8,200	約160,000	産業、家庭、業務	45.0
	その他再生可能エネルギー設備の導入総量				全部門	1.0
	合計					46.0
ライフスタイル	高効率家電製品の普及台数	台	不明	現状+600,000	家庭	107.0
	新規エコドライブ宣言者数	人	約13,200	約253,200	運輸	47.5
	エコ学区における削減量	トン	0	1,000	全部門	1.0
	長期優良住宅認定件数【戸建住宅】	戸	約1,000	約21,000	家庭	6.8
	CASBEE京都届出件数【集合住宅】	件	0	約100	家庭	0.5
	省エネ法基準達成建築物数【集合住宅】	件	不明	現状+756	家庭	3.7
	合計					166.5
	特定事業者制度報告書における総排出量	トン	約532,000	約479,000	産業	53.2
経済活動	高効率給湯機器の普及台数	台	約1,003,000	約902,000	業務	100.3
	クレジット化された削減量	トン	0	10,000	家庭、業務 全部門	48.6
	合計					212.1
	施設における廃プラスチックの受入量	トン	約53,000	約26,000	廃棄物	72.2
ごみ	合計					72.2
	合計				合計	944.8

イ 2020（平成 32）年度の将来推計（フォアキャスティング方式）

新計画で掲げる 2020（平成 32）年度の削減目標については、先述の削減効果指標を用いて、現在を基点に施策ごとの削減効果を積算したものを、現在の排出量から差し引く「フォアキャスティング方式」で将来の排出量を推計した。

具体的には、図 11 で示されている「2008（平成 20）年度排出量」である 650 万トンから、「電気の使用に伴う排出係数の改善による削減効果」である 66 万トン、及び「削減効果指標に基づく具体的施策による削減効果」である 94 万トンを差し引く。その結果、新計画で掲げる施策を着実に推進した場合の 2020（平成 32）年度排出量の将来推計は 490 万トンとなり、景気回復などに伴う排出量の増加を考慮しても、この値は 2020（平成 32）年度の削減目標（基準年比 25%削減）である 544 万トンを下回っていると考えられる。従って、新計画で掲げる具体的施策を着実に推進し、削減効果指標をそれぞれの目標値まで引き上げることによって、削減目標である基準年比 25%削減は達成できることが判明した。

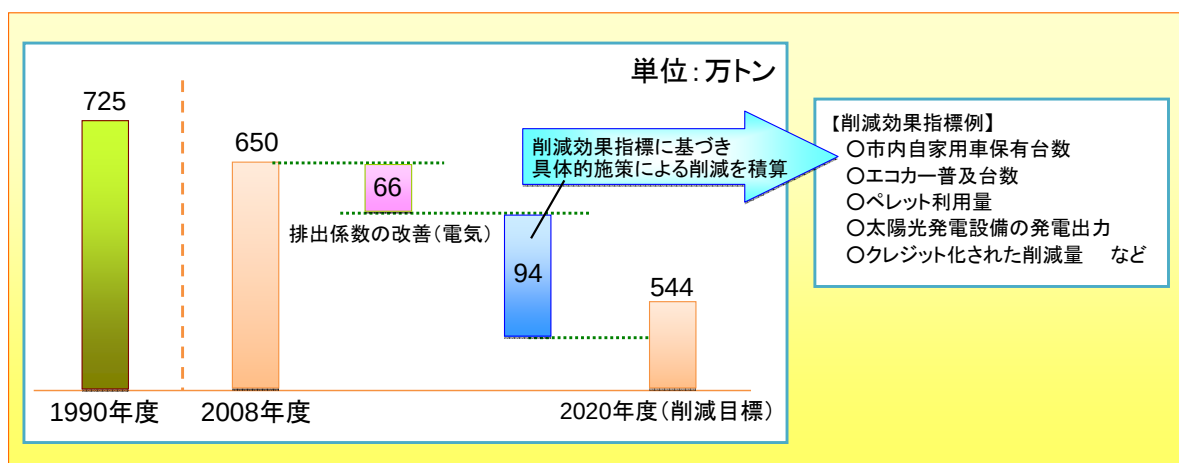


図 11 削減効果指標を利用する方法による将来推計（2020（平成 32）年度）

4 戦略プロジェクトの推進

（1）持続可能な社会経済システムへの転換に向けた 3 つの戦略

条例の前文では、「持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠」と謳^{うた}われているが、これまでは市民が地球温暖化問題に気付き、理解し、行動を始めるとい^う、いわば始動期の時代であった。今や、科学的な知見や国際的な共通認識のもと、地球温暖化を防止し、低炭素社

会を実現するという人類共通の緊急の課題を着実に解決するため、「持続可能な社会経済システムへの転換」を進める、まさに充実期が到来したと言える。

こうした意味から、京都市は、政策的規制や支援誘導、啓発などの施策を個別に講じるのではなく、国の基本的施策なども含め、あらゆる施策の基軸に「環境」を据え、これらを融合しながら、相乗効果を生むような大きな枠組みを構築する必要がある。そのため、新計画では、「持続可能な社会経済システムへの転換に向けた３つの戦略」を以下のとおり掲げる。

① 温室効果ガスを排出しない都市構造への転換

大胆な政策的規制や支援誘導などの施策のパッケージにより、大幅なエネルギー効率改善やエネルギー転換などを進め、温室効果ガスを排出しない都市構造への転換を図る必要がある。

② 環境と経済が融合する社会経済システムの構築

削減努力を進めてもなお不可避な温室効果ガスの排出については、他の場所における削減活動などに投資する、あるいはその削減量に価格を付けて購入することで、排出される温室効果ガスを埋め合わせることが可能である。削減量という環境価値を経済的に評価することは、市内各所の削減活動を促すことにつながり、近い将来到来するグリーン経済（グリーンエコノミー）への移行を先導し、地域経済の活性化に大きく貢献するものである。

③ 環境にやさしいライフスタイルへの転換

「DO YOU KYOTO?（環境にいいことしていますか）」を合言葉に、市民一人ひとりが地球温暖化という問題に真摯に向き合い、ライフスタイルの見直しなどに自ら考えて取り組むことを促す必要がある。

（２）３つの戦略に基づく戦略プロジェクトの推進

「持続可能な社会経済システムへの転換に向けた３つの戦略」に基づき、2020（平成32）年度までに重点的に推進する３つの戦略プロジェクトを以下に示す。この戦略プロジェクトは、いわば社会像を実現するための政策の方向性であり、「まち」「経済」「暮らし」という３つの観点から、施策を重点的に推進し、削減目標の達成とともに、先述した６つの社会像の実現を目指そうとするものである。

なお、プロジェクトの内容は、新計画に盛り込む施策全体の中から、「温室効果ガス削減効果の大きい施策」

「社会像の実現のため中期的視点から取り組むべき施策」

「市民的・社会的に波及効果の大きい施策」

という３つの観点に基づいて施策を抽出し、構築したものとなっている。

① 歩くまち・低炭素都市づくりプロジェクト

温室効果ガスを排出しない都市構造への転換を目指し、「『歩くまち・京都』総合交通戦略の推進」、「京都らしいエコ・コンパクトな都市（用語説明は 49 ページ）づくりの推進」、「森林の適切な保全と地域産木材の活用」の３施策を、「歩くまち・低炭素都市づくりプロジェクト」として戦略プロジェクトに位置付ける。

「『歩くまち・京都』総合交通戦略の推進」では、「歩くこと」の魅力向上という観点から、京都市の主要道路である東大路通及び、四条通を中心とする都心地域において、歩道を拡幅することによって快適な歩行空間を創出する。また、自動車交通の減少という観点から、郊外駅周辺の駐車場にクルマをとめ、公共交通に乗り換えることにより、都心地域に流入する自動車を減らす「パークアンドライド」を通年で実施するとともに、都心地域において、必要以上の駐車場の整備を抑制する。さらに、市内最大のターミナルである京都駅の南口駅前広場を「使いやすさ」「魅力」「おもてなし」「賑わい」を実感できる駅前広場としてリニューアルし、また、市内の鉄道・バス事業者が連携し、市内の主な電車・バスが乗り降り自由となる、使い勝手の良い乗車券を創設することによって、公共交通の魅力向上を図るとともに、行政と事業者の連携協力による自転車等駐車場の整備や、自転車道や自転車レーンの整備又は既存の自転車歩行者道などの改築などによる通行環境の改善を図り、更なる自転車利用を推進する。

「京都らしいエコ・コンパクトな都市づくりの推進」では、現在策定中の京都市都市計画マスタープランに低炭素都市づくりの視点を盛り込むとともに、カーシェアリング（用語説明は 50 ページ）の更なる普及を図る。

「森林の適切な保全と地域産木材の活用」では、三山の森林景観を保全・再生するためのガイドラインに基づき、市民や事業者との協働による森林景観づくりを推進する。また、京都市地域産材の利用促進を図るために、木材業界とタイアップし、工務店が必要とする木材について、供給状況が分かるストック情報システムを構築するとともに、伝統的な京町家の知恵と現代的な環境技術が融合した京都型環境配慮住宅である「平成の京町家」

や、京都らしい環境配慮建築物を適切に評価・誘導するためのシステムである「CASBEE 京都」に基づき評価された環境性能の高い建築物の普及を図る。

② グリーンエコノミー創出プロジェクト

近い将来到来するグリーン経済への移行を先導するため、「グリーンイノベーション（用語説明は 51 ページ）の推進」,「スマートコミュニティ（用語説明は 52 ページ）の構築」,「環境価値の『見える化』による省エネ促進」の 3 施策を,「グリーンエコノミー創出プロジェクト」として戦略プロジェクトに位置付ける。

「グリーンイノベーションの推進」では,低炭素社会の実現に先導的な役割を果たす京都の環境・エネルギー関連産業の事業拡大支援と産業のブランド化を図ることを目的に情報発信を行う。また,新技術・新製品開発に取り組む市内中小企業や中小・ベンチャー企業の新技術を利用した事業活動を支援するため,京都の地域プラットフォーム支援体制の強みを生かした研究開発段階から販路開拓までを一貫して支援する仕組みの推進を目指す。

「スマートコミュニティの構築」では,すべての市民が再生可能エネルギーの利用拡大に参加することができるよう,複数の市民などが共同で出資して太陽光発電設備などを設置する取組を構築するなど,更なる再生可能エネルギーの導入促進を図ることと併せて,スマートコミュニティの研究を行い,実証を進める。

「環境価値の『見える化』による省エネ促進」では,国内クレジット制度（用語説明は 51 ページ）やオフセット・クレジット制度（用語説明は 50 ページ）などの国の制度の活用に加え,地域コミュニティや中小事業者が取り組みやすい京都独自のクレジット制度を創設し,温室効果ガス削減量という環境価値を「見える化」して,地域で循環・流通させる仕組みを構築する。更には,その地域で生まれたクレジット（用語説明は 51 ページ）を活用し,京都観光に伴う温室効果ガス排出量の一部をオフセット（相殺）することによる低炭素型の観光の提供や,市民が参加するイベントなどのカーボン・オフセット（用語説明は 51 ページ）を実施する仕組みを構築する。また,原材料の調達から製造,輸送,消費後の廃棄に至るまでの過程で,電力や燃料の消費などを通してその商品が排出する温室効

果ガスの量を積み上げ、二酸化炭素に換算して表示する制度により、環境価値の「見える化」と低炭素商品の普及を促進する。

③ エコライフ・コミュニティ創出プロジェクト

市民一人ひとりが地球温暖化という問題に真摯に向き合い、ライフスタイルの見直しなどに自ら考えて取り組むことを促すため、「地域からのエコライフの発信」、「新たなエコスタイルの提案」、「循環型社会システムの構築」の3施策を、「エコライフ・コミュニティ創出プロジェクト」として戦略プロジェクトに位置付ける。

「地域からのエコライフの発信」では、地域活動の基本単位である学区や商店街を対象に、地球温暖化対策に集中的に取り組む「エコ・コミュニティ」の新たな創設や、京都市の人口の約1割に相当する学生の力を活用した温室効果ガス排出量削減の取組を推進する。

「新たなエコスタイルの提案」では、「朝早く起きて、夜は早く寝る」という自然のサイクルに沿った、京都発の、健康的で環境にもやさしい朝型のライフスタイルの普及を図るとともに、旬の時期を待って地元食材を食べる「京の時待ち食」の普及や、環境に配慮しながら「買い物」・「料理」・「片づけ」を行うエコクッキングなどの取組を通して、食材の輸送や調理に使用するエネルギー量を低減し、環境負荷の小さい食生活の普及を図る。

「循環型社会システムの構築」では、流通・消費段階はもとより、「もの」の流れの上流に位置する生産段階にまで踏み込んで、「ごみにならないものづくり」を京都から発信するとともに、南部クリーンセンターでは、使用済てんぷら油などをバイオディーゼル燃料（用語説明は53ページ）に精製する廃食用油燃料化施設を引き続き稼働することと併せて、新たに建替え整備を行う第2工場では、従来から行っているごみ発電の更なる高効率化や、生ごみによるバイオガス（用語説明は52ページ）発電を行い、ごみの持つエネルギー回収の最大化を図る。

Ⅵ 新計画で掲げる施策

新計画では、先述した 6 つの社会像ごとに施策を整理しており、合計で 18 の推進方針と 41 の具体的施策を掲げている。なお、本項目においては、推進方針は（１），（２）などの括弧つき数字で、具体的施策はア，イなどのカタカナで表すこととする。新計画で掲げる戦略プロジェクト以外の施策について以下に示す。

社会像 1 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち

（１）「既存公共交通」の取組

既存の公共交通を再編強化し、使いやすさを世界トップレベルとする。

ア 公共交通利便性向上施策

市内の交通事業者などの連携によりネットワークを構築し、すべての市民や観光客が快適、便利に利用できる公共交通の利便性向上策を推進する。

具体的な取組を以下に示す。

- 洛西地域を運行するバス・鉄道事業者の連携により、複数事業者のバスダイヤ、系統、乗場、案内表示の一元的な見直しを図り、地域の公共交通の利便性を向上させ、今後他地域の事業者の連携モデルとする。
- 14 のバリアフリー化重点整備地区において、旅客施設及びその周辺の道路などのバリアフリー化を推進する。
- 嵐山地区及び東山地区における臨時交通規制や、パークアンドライドなどの交通対策を実施する。
- モデル地域においてアンケート調査などを通じて、生活交通の維持に向けた仕組みづくりなど、公共交通不便地域のあり方を検討する。

（２）「まちづくり」の取組

歩く魅力を最大限に味わえるよう歩行者優先のまちをつくる。

ア「歩くまち・京都」を支える歩行空間の充実

既存の道路空間の機能を見直し、歩行空間の拡大と充実、交通安全性の向上を図ることにより、歩行者優先の快適な道路空間を確保する。

具体的な取組としては、先述の四条通及び東大路通における歩道拡幅などが挙げられる。

イ 未来の公共交通の充実

京都市のそれぞれの地域特性を踏まえた、新しい公共交通の実現に向け

た検討を行う。

具体的な取組を以下に示す。

- 高い速達性と定時性、需要に見合った輸送力を併せ持つ LRT（次世代型路面電車）や BRT（バス高速輸送システム）などの新しい公共交通システムの実現に向け検討する。

ウ 自動車交通の効率化と適正化

地域の特性に応じた道路の使い方を検討し、パークアンドライドや駐車場施策、カーシェアリングなどの自動車利用の抑制策を推進する。

具体的な取組を以下に示す。

- タクシー駐停車マナーの向上や大量のタクシー走行による環境負荷低減に向けた具体策を実施する。
- 特定の道路利用に対して直接的に課金し、交通需要を管理する方法であるロードプライシングの導入について検討する。
- 商業施設などにおいて、公共交通利用者へのサービス提供を勧めるための制度の創設について検討する。

エ 歩行者と共存可能な自転車利用環境の整備推進

環境にやさしい乗り物である自転車を有力な交通手段ととらえ、歩行者が集中する都心部を中心に、自転車等駐車場の整備や安全な走行空間の整備など、利用環境の改善を図る。

具体的な取組としては、先述の自転車利用環境の整備などが挙げられる。

(3) 「ライフスタイル」の取組

歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換を図る。

ア 「『歩くまち・京都』憲章」の普及啓発

歩くことを中心としたまちと暮らしに転換するための行動規範となる「歩くまち・京都」憲章の普及啓発を進める。

具体的な取組を以下に示す。

- パンフレットや啓発グッズなどの配布、アナウンスやイメージ映像の放映などにより、学校、シンポジウム、イベント、商業施設などにおける継続的な普及啓発活動を行う。

イ 「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦

クルマを重視したまちと暮らしから、歩くことを中心としたライフスタイルへ転換するため、市民、事業者、行政が一体となった大規模なモビリティ・マネジメント（用語説明は 53 ページ）を体系的に実施する。

具体的な取組を以下に示す。

- クルマ利用者に対して、ウェブサイトや広報媒体などを活用した啓発やアンケートなどのコミュニケーション手段を通じ、自発的な交通行動の変化を促す。
- 公共交通情報マップの配布やアンケート、環境学習の一層の推進、エコ通勤（用語説明は 50 ページ）の推進などを通じ、交通行動スタイルの見直しを促す。
- 京都市への観光客を対象に、クルマを使わない観光の優位性を伝えることにより、公共交通を利用した観光を呼び掛ける。

（４）エコカーへの転換

ア インフラ整備の推進

EV（電気自動車）用充電設備の設置や、情報通信技術を活用したエコカー利用環境の整備を図る。

具体的な取組を以下に示す。

- 民間事業者などによる充電設備の設置に対してインセンティブを与える制度を創設し、充電設備の設置拡大を図る。
- バス車内における目的地到着予定時刻案内、乗継ぎ案内などの交通情報や目的地周辺の最新の観光情報を提供し、利便性を向上させるシステムを開発する。

イ 事業者・販売店を通じた利用促進

自動車の購入や更新を行う際に、環境負荷の少ないエコカーが選択されるよう、需要側と供給側の双方における促進策を進める。

具体的な取組を以下に示す。

- 条例に基づく特定事業者に対して、事業用の自動車を購入、更新する際に、一定割合以上をエコカーとすることを義務付ける。
- 自動車販売事業者に対して、エコカーの販売実績の京都市への報告を義務付ける。
- 次世代 EV（電動）バスの実証実験などを踏まえた EV バスの実用化を進めるとともに、環境にやさしいハイブリッドバスなどの導入を推進する。

社会像 2 森を再生し「木の文化」を大切にするまち

（１）地域産木材の活用

ア 建築物の地域産木材利用

建築物における地域産木材の利用を促進し、京都の知恵を活かした環境配慮建築物の普及を推進する。

具体的に取り組を以下に示す。

- 特定建築物（延床面積 2,000 ㎡以上の新增築建築物）の建築主に対し地域産木材の利用を義務付けることにより、地域産木材の活用を促進する。
- 京都市が整備する公共建築物などの公共施設において、地域産木材を積極的に利用する。

イ 間伐材や木質ペレット（用語説明は 53 ページ）などの利用

間伐材を原料とした木質ペレットを燃料とする暖房器具やボイラーの導入をはじめ、木材を活用した備品、消耗品の購入利用を促進する。

具体的な取組を以下に示す。

- 木質ペレットを燃料とするストーブ、ボイラーを普及推進するため、導入支援対策を実施する。
- 京都市及び関係機関において、木質ペレット及び地域産木材を使った備品を積極的に利用する。
- 木質ペレット原料用の間伐材の供給に対する助成制度を創設し、間伐材の需要拡大と間伐の整備を推進する。

ウ 木材利用者への情報提供

地域産木材の供給・流通から建築利用までを効果的に誘導するための仕組みづくりを進める。

具体的な取組を以下に示す。

- 木材の産地から消費地までの輸送距離から算出される木材利用に伴う二酸化炭素排出量を評価し、さらに木質ペレットを含め、木材の生産から流通消費までを市民に見える形で評価し、情報発信する方法を検討する。

(2) 森林の適切な保全

ア 森林整備

二酸化炭素の吸収源となる健全で多様な森林を育成するため、適切な保全、整備を推進するとともに、その担い手となる人材の育成を図る。

具体的な取組を以下に示す。

- 森林整備事業などによる健全な森林づくり、とりわけ間伐の必要な森

林や放置された森林の整備の推進と森林認証制度の普及に努めるとともに、長伐期林、複層林、広葉樹林など多様な森林の整備を進める

- 林業労働者の社会保障制度や技術研修制度の充実、森林組合などにおける森林整備班の養成を行うことにより、林業の担い手を確保し、森林整備に必要な体制の整備を図る。

イ 林業の振興

林業経営の効率化と低コスト化にむけた取組を進めることにより林業振興を図る。

具体的な取組を以下に示す。

- 地域産材を安定供給できる体制づくりを目指して、伐採、造林、保育を一体的、計画的、効率的に行う施業の集約化を推進する。
- 林業の生産性を高め、経営の効率化を図るため、密度の高い林内路網の整備と、地形・立地に適した高性能林業機械の導入を進める。

ウ 森づくりへの市民参加

市民が森づくりに参加できる機会の創出や、森林を活用した環境学習を推進する。

- 市街地周辺三山や京北合併記念の森を中心に、市民などの参画による森林の保全・整備などの活動を展開する。
- 企業・大学・市民参画による生態系保全型の森づくりシステムを構築し、豊かな農林資源を活用した環境学習などに活用する森林整備を行い、そのシステムを民有林全体に推進する。

(3) 水と緑と風を生かしたまちづくり

ア 市街地の緑化

公共公益施設や市民、事業者との協働による民有地の緑化などにより、市街地の緑の保全、創出、活用を推進する。

具体的な取組を以下に示す。

- 特定緑化建築物（敷地面積 1,000 m²以上の新增築建築物）について、建築物及び敷地の緑化を義務付けることにより、市街地の緑化を推進する。
- 京都市が整備する公共建築物などの公共施設において、緑化施設を積極的に設置する。
- 住宅や事業所などの民有地における緑化に対して助成することにより、民有地緑化の推進を図る。

- 緑が少なく、緑化余地も少ない中心市街地において、緑化を義務化することにより、民有地緑化の推進を図る。

イ ヒートアイランド対策

農地の保全による都市の緑の創出や、緑を適切に配置し清涼な風を送り込む「風の道」などによる水と緑のネットワークを形成し、ヒートアイランド現象の緩和を図る。

具体的な取組を以下に示す。

- 地域主導の市民農園モデルとなる総合体験型市民農園を整備し、市民が参加できる環境にやさしい都市型農業を振興する。
- 緑の適切な配置により郊外から清涼な風を都市に送り込む、「風の道」を形成することにより、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。
- 市街地周辺の山々や農地の緑、中心市街地における街路樹などの緑と、市内を貫流する河川の軸を骨格とした緑のネットワークを形成する。

社会像 3 エネルギー創出・地域循環のまち

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大

本市において利用可能量が大きく、技術的にも一定の効率利用が確立されている「太陽エネルギー」をはじめ、森の再生に寄与する「木質バイオマス」、ごみの減量と一体的に推進する「バイオガス・焼却熱」について、そのエネルギーを最大限に生かす取組を推進し、都市のエネルギー構造の転換を図る。

併せて、小水力など、市内で活用が進んでいない再生可能エネルギーについても、利用可能性を追求する。

ア 事業活動における活用

特定建築物の建築主に対して再生可能エネルギー利用設備の設置を義務化するなど、事業活動に伴って使用するエネルギーの低炭素化を進める。

具体的な取組を以下に示す。

- 特定建築物（延床面積 2,000 m²以上の新增築建築物）の建築主に対し、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備の設置を義務化する。
- 条例に基づき、特定事業者（排出量の大きい事業者）に義務付けられている、排出削減のための計画・報告書を市に提出する制度において、再生可能エネルギーの導入の有無を評価項目に加える。

イ 市民生活における活用

日常生活におけるエネルギー使用の低炭素化を進める。太陽光発電設備やペレットストーブなど、身近に利用しやすい再生可能エネルギー利用設備の普及を図る。

具体的な取組を以下に示す。

- 太陽光発電設備などを設置する市民に対し、設置費用の補助などを行う。
- 新築住宅に対して、再生可能エネルギーの導入を義務付けることを検討する。

ウ 公共部門における活用

市役所は、市民、事業者に率先して、使用するエネルギーの低炭素化を進めるとともに、未利用のエネルギーを回収して有効利用を図る。

具体的な取組を以下に示す。

- 京都市が整備する公共建築物において、再生可能エネルギーを積極的に導入する。
- 導入可能性調査によって選定した場所において、新たな地域エネルギーとして小水力発電をモデル実施する。
- 使用済てんぷら油をバイオディーゼル燃料として精製し、京都市のごみ収集車や市バスの燃料として利活用する。
- 家庭ごみの約4割を占める生ごみを分別して、バイオガス化により水素などの新しいエネルギーとしての活用を図る。
- 下水汚泥からメタンガスなどを取り出し、燃料としての有効利用を図る。

(2) 地域におけるエネルギーマネジメント

エネルギー供給のグリーン化（太陽光（熱）エネルギーをはじめとする再生可能エネルギーの利用拡大）と、エネルギー需要の多様化（暮らし・事業活動・交通などあらゆる場面における再生可能エネルギーの利用）に対応したエネルギー需給の最適化を図る仕組みの構築を図る。

また、交通の最適化や地球温暖化対策の活動に対するポイント制度の導入といった社会システムの低炭素化までも視野に入れた「スマートコミュニティ」の構築を進める。

ア スマートコミュニティの構築

利用拡大を進める再生可能エネルギーの最適な利用を目指し、情報通信

技術を活用したエネルギーの地産地消の仕組みづくりを進める。

具体的な取組を以下に示す。

- 新たな都市計画マスタープランを策定し、地域ごとの特性を生かすための多彩で個性的、かつ秩序ある土地利用の展開や地球環境への負荷の少ない集約的な都市機能の配置を図り、さまざまな都市活動を持続的に展開することのできる都市を実現する。

社会像 4 環境にやさしいライフスタイル

(1) エコ生活の普及促進

新計画で掲げる高い削減目標を達成するには、機器更新による省エネ化などのハード対策だけでなく、市民一人ひとりが高い意識を持って、普段の生活について、環境へ配慮したものへと転換していくことが大切であるため、イベントやキャンペーンなどを通して、環境負荷の小さな生活の普及を図る。

ア エコを楽しく格好よく

市民目線の親しみやすいイベントやキャンペーンなどを通して、市民や事業者の「エコ」に対するイメージを一新するとともに、環境負荷の小さな生活様式の更なる普及を図る。

具体的な取組を以下に示す。

- 印刷物への掲載や広報発表に加えて、インターネットやテレビなど、市民に深く浸透しているメディアを積極活用した普及啓発を推進する。
- 京都議定書が発効した2月16日を記念して毎月16日に定められた「DO YOU KYOTO?デー」を中心に、ライトダウンやノーマイカーデーなど、環境にやさしい取組を市民や事業者とともに実践する。
- 人口の約1割に当たる学生が在籍する京都の特性を生かすため、学園祭などのイベントにおける本市との協働など、学生の力を活用した取組を推進する。
- 燃料消費量の少ない運転方法であるエコドライブについて、広く一般ドライバーへの普及を図る。

イ エコで健康に

食生活や交通手段などを環境配慮型に移行させることによって、エネルギー使用量の低減と併せて、健康的なライフスタイルへの転換を図る。

具体的な取組を以下に示す。

- 地球温暖化対策だけでなく、観光振興や健康面のサポートという観点から、徒歩（トレッキングなども含む）や自転車利用の普及を図る。

ウ エコを学ぶ

将来を担う子どもたちに対する環境教育や、市民一人ひとりへのきめ細やかな環境意識の啓発を通して、「エコ」に対する知識の醸成を図る。

具体的な取組を以下に示す。

- 子どもの夏休みや冬休みなどを利用して、家族ぐるみで省エネに取り組んでもらう「子どもエコライフチャレンジ」や、学校のエコスクール化などの取組を通して、将来を担う子どもたちへの環境教育を推進する。
- 地球温暖化対策の視点を盛り込んだ総合情報環境誌を作成し、全戸配布を行うことにより、市民一人ひとりの意識啓発を図る。
- COP3 開催の記念館である京エコロジーセンターを中心としてエコ学習を展開することにより、地球温暖化対策に対する知識の醸成を図る。

(2) コミュニティにおけるエコ活動の推進

ア 地域ぐるみのエコ活動の促進

学区や商店街などの地域コミュニティが有する人のつながりを最大限に生かしながら、地域全体で地球温暖化対策に取り組むことで、大きな相乗効果を生み出す。

具体的な取組を以下に示す。

- 各区の環境パートナーシップ事業など、各区におけるエコ活動支援事業を推進する。

(3) 環境に配慮した住宅の普及促進

ア 住宅の省エネの推進

省エネ改修に対する支援の拡大や、市民が安心して省エネ改修などについて相談できる環境の整備、また伝統的な京町家の知恵と現代的な環境技術が融合した京都型環境配慮住宅の普及を促進することにより、住宅における省エネを図る。

具体的な取組を以下に示す。

- 既存住宅を対象に、省エネ改修に対する支援の拡大を検討する。
- 住宅の省エネ改修について、技術的なアドバイスを行える人材を養成するとともに、京都らしい環境配慮の方策も含め、市民が安心して住宅の省エネ改修に関する技術的な相談を行える環境をつくる。
- 住宅の省エネ改修を対象とした融資制度を創設する。

イ 省エネの「見える化」の推進

エネルギーの使用量の「見える化」を推進することにより、費用対効果の大きい対策を優先的に行うことを可能にするとともに、市民一人ひとりの省エネ意識を高める。

具体的な取組を以下に示す。

- 省エネの専門家が専用のツールを用いて、各家庭の二酸化炭素排出状況を「見える化」し、削減余地の大きい分野に対して集中的に対策の提案を行うとともに、各家庭の様々なライフスタイルに応じたオーダーメイドの対策で、確実な二酸化炭素削減を図る。
- 現在、エアコン・電気冷蔵庫・テレビ・蛍光灯照明器具・電気便座の5種類の家電製品を対象としている省エネラベル制度の拡充を図る。
- 既存の住宅に対して、省エネ性能を表示する制度のあり方を検討する。

社会像 5 環境にやさしい経済活動

(1) 環境産業の振興・育成

環境、経済、暮らしが豊かに調和し、活力ある低炭素社会の実現に向けた社会経済システムの転換を千載一遇のビジネスチャンスと捉えて、新たな需要を掘り起こし、新事業展開や成長の機会につなげる取組を推進する。

また、伝統産業から先端産業までの幅広い業種が活躍し、高い技術力や匠のわざ、産学公のネットワークなど、これまで京都が築き上げてきた様々な知恵を融合し、世界市場をも視野に入れた低炭素社会を先導する産業の育成・振興を図る。

ア 産学公連携による環境技術の開発

産学公連携により、環境・エネルギー分野の新技术の研究開発や事業化に取り組んできた「京都環境ナノクラスター」の自立的なクラスター形成を推進する。

具体的な取組を以下に示す。

- 「環境ナノテクノロジー」をテーマに各種事業に取り組んできた京都環境ナノクラスター事業の成果を生かし、ベンチャー企業の創出や技術移転による事業化の促進を進める。

イ 事業拡大支援

環境・エネルギー関連産業の付加価値を「見える化」し発信することで、産業のブランド力を高め、事業拡大を支援する。

具体的な取組を以下に示す。

- 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを選んで購入するグリーン購入を促進する。

(2) 企業における低炭素化の促進

事業活動に伴う温室効果ガス排出量を削減することは、地球温暖化対策に加えて、省コストによる事業者の経営基盤の強化も同時に達成するものである。中小事業者の自主的な排出削減を推進するための支援策を充実するとともに、本市をはじめ大規模排出事業者においては、率先した排出削減を進めることにより、環境にやさしく、力強い低炭素型経済活動の浸透を図る。

ア 中小事業者における低炭素化の促進

事業活動の低炭素化を推進する人材を育成する。また、事業者の省エネや高効率機器の導入などについて、民間事業者と協働して推進するとともに、その実現を支援する補助や低利融資を実施し、中小事業者の地球温暖化対策の推進と省コストを通じた経営基盤強化の実現を図る。

具体的な取組を以下に示す。

- 中小事業者の地球温暖化対策と省コストによる経営基盤強化を実現する高効率機器の導入に対する補助を行う。
- 環境に配慮した事業活動を行う事業者に対する低利融資制度の充実を図る。
- 環境マネジメントシステムの取組を促進するアドバイザーの派遣など、低炭素型経済活動を推進する人材の育成を図るセミナーを開催するとともに、「省エネ診断事業」をはじめとする事業者への支援の充実を図る。
- 強力な温室効果ガスである代替フロンを冷媒として使用しない業務用冷蔵庫など、低炭素化につながる高効率機器の導入に関する普及啓発を図る。

イ 大規模事業者における低炭素化の促進

大規模事業者における低炭素型経済活動を促進するため、「事業者排出量削減計画書制度」における総合評価の導入と低評価の場合の追加削減対策の指導助言の徹底など、大規模事業者の低炭素型経済活動への転換を促進する。

具体的な取組を以下に示す。

- 特定事業者(年間エネルギー使用量が原油に換算して 1,500kl 以上な

どの要件を満たす温室効果ガス排出量の大きい事業者）に作成及び提出を義務付けている事業者排出量削減計画書制度において、総排出量削減、エネルギー効率改善、削減対策の取組内容、低炭素型社会の形成に貢献する製品・サービスなどを総合的に評価し、自主的な排出削減の更なる促進を図る。また、削減対策が低評価の特定事業者に対しては、クレジットの購入によるカーボン・オフセットの実施を促すなど、追加削減対策の指導助言を行う。

- 特定事業者に対して、事業活動の低炭素化に向けた取組を強力に促すため、環境マネジメントシステムの導入を義務化する。

（３）環境価値の創出・循環

温室効果ガス削減量という環境価値を「見える化」して、地域で循環・流通させる仕組みを構築し、事業活動をはじめとするあらゆる活動においてカーボン・オフセットの積極的な活用を促進し、京都市の都市活動の低炭素化を先導する。

具体的な取組を以下に示す。

ア 環境価値の創出の仕組みづくり

温室効果ガス削減量という環境価値を「見える化」し、地域コミュニティや中小事業者の排出削減活動を促進する仕組みを構築する。

具体的な取組としては、先述の地域におけるクレジット制度の創設などが挙げられる。

イ 環境価値の需要拡大

地域コミュニティや中小事業者の削減努力により創出されたクレジットを地域で活用することにより、日常生活及び事業活動における環境価値の浸透を図り、更なる削減活動を促進する好循環の仕組みづくりを進める。

具体的な取組を以下に示す。

- 地域で生まれたクレジットを活用し、地域で開催される会議やイベントに伴う温室効果ガス排出量の一部をオフセット（相殺）する低炭素型イベントの普及を図る。
- 京都市役所におけるエネルギー管理を徹底し、部門別の排出量の現状把握を行い、将来的な部門別総排出量の上限を定める制度の導入を検討する。

社会像 6 ごみの減量

(1) そもそもごみを出さない

ものを大切に長く使い、ごみの発生を抑制することは、製造や流通段階における温室効果ガスの発生の抑制につながる最も大切な取組である。生活のあらゆる場面で、しまつの心を大切にしながらごみを出さない2R（リデュース：発生抑制，リユース：再使用）の考え方を重視した暮らしへの転換を目指す。

また、このような暮らしが市民に根付くことによって、事業活動においても、市民の行動に corres 応するためのごみを出さないものづくりが進む。すぐにごみになるものを「買わない・つぐらない」京都流エコスタイルな暮らしに支えられた環境にやさしいまちづくりを進める。

ア すぐにごみになるものを「買わない・つぐらない」

市民は「すぐにごみになるものを家庭に持ち込まない」、「ものを大切に使う」、事業者は生産や販売の段階で「すぐにごみになるものをつぐらない」といった行動が定着するような取組を推進する。

具体的な取組を以下に示す。

- 市民、事業者と連携した本格的なレジ袋削減の取組を全市展開する。
- レジ袋の使用を抑制し、マイバックなどの持参を促進することを目的とした事業者、市民団体などとの協定の締結をさらに拡大し、大幅なレジ袋の削減を図る。
- はかり売りやはだか売り、対面販売といった販売方法や、商店街の持つ地域力を活用したごみ減量などの取組を推進する。

イ 事業所などから出るごみを減らす

事業所などから出るごみについては、透明袋製の導入及び業者収集マンションにおける分別排出義務の明確化に続き、クリーンセンターでの搬入監視体制の強化や、分別できていない資源ごみ及び不適物の受入拒否などの取組を実施することで、徹底的なごみの減量を進める。

具体的な取組を以下に示す。

- 事業用大規模建築物の所有者に義務付けている減量計画書制度を、一定規模の食品関連事業者にも対象範囲を拡大し、幅広い指導を行う。
- ごみの減量や再資源化を促すため、ごみ処分手数料の段階的引き上げを進める。

ウ 分かりやすい情報提供と環境学習機会の拡大

ごみ減量に向けた市民・事業者の具体的な取組方法などをわかりやすく

情報提供するとともに、みんなが環境について学べる機会を拡大する。

具体的な取組としては、先述の地球温暖化対策の視点を盛り込んだ総合情報環境誌を作成し、全戸配布を行うことが挙げられる。

(2) ごみは資源、可能な限りリサイクル

プラスチックなど化石燃料由来のごみを焼却すると地球温暖化の原因となるため、これを効率的にリサイクルし、資源として利用することは、限りある最終処分場の有効利用の観点も含めて重要な取組である。

地域特性に応じたりサイクルを進めつつ、徹底してごみを資源に変えていく。

ア 徹底した分別によるリサイクルの推進

家庭ごみ、事業ごみともに、ごみの分別ルールを徹底し、排出指導を強化する。さらに、温室効果ガスの大幅な削減を目指して、プラスチックごみの再生利用に向けて、国への政策提言を行う。

具体的な取組を以下に示す。

- ごみ減量に向けた事業者の具体的な取組方法などを分かりやすく情報提供する。
- バイオディーゼル燃料の原料となる使用済てんぷら油の回収拠点の拡大を図る。

イ 地域力を生かした地域密着型の取組の推進

京都のまちの特性である学区単位の活動、自治会・町内会、市政協力委員などの地域力の強みを活かしながら、地域特性に応じた資源回収の仕組みをつくる。

具体的な取組を以下に示す。

- 土・日も開設する「より近い・より便利な」常設の資源物回収拠点の設置・拡大や、公共施設や民間商業施設における小型家電や携帯電話回収によるレアメタル（用語説明は 53 ページ）などのリサイクルの推進を図る。
- 農家と連携した生ごみの堆肥化による地産地消のモデル地域の構築や、学校や公園の落ち葉、家庭からの生ごみなどの地域単位での堆肥化を促進する。

ウ 「学生のまち、観光のまち」ならでの取組の推進

「大学のまち」、「学生のまち」として多くの学生や海外からの留学生が暮らし、国際文化観光都市として多くの観光客が訪れる京都のまちの特性

を踏まえたりサイクルの取組を推進する。

具体的な取組を以下に示す。

- 学園祭や地域のイベントなどのエコ化を推進することにより、次代を担う若者を中心とした更なる環境意識の向上を図るイベントグリーン要綱を策定する。

(3) ごみは安全に処理して最大限活用

ア ごみからのエネルギー回収の最大化

生ごみなどのバイオマスの活用などにより、エネルギー回収の最大化と温室効果ガスの削減を目指す。

具体的な取組としては、先述の生ごみ、使用済てんぷら油などの廃棄物バイオマスからのエネルギー回収が挙げられる。

イ 環境負荷を低減するごみの適正処理

ごみ処理施設の整備や運営を環境に配慮したものとする事により、温室効果ガスの削減を図る。

具体的な取組を以下に示す。

- ごみの減量に応じて現行の4工場体制のクリーンセンターを3工場とするなど、処理に伴うエネルギー消費効率を高めるとともに長寿命化計画による施設の整備・運営を図る。

Ⅶ 新計画の進行管理

1 推進体制

(1) 庁内における横断的な連携及び財源面の充実

2005（平成 17）年 4 月に全庁横断的な地球温暖化対策推進組織として設置された「京都市地球温暖化対策推進本部」を中心に、全庁をあげて地球温暖化対策の一層の推進を図る。また、予算編成において、地球温暖化対策の観点からの評価を実施し、温室効果ガス排出量の削減に寄与する施策の財源面における充実を図る。

(2) 第三者委員会の設置

専門的見地から点検・評価を行うため、市民や事業者、環境保全団体の代表、学識経験者などで構成される第三者委員会として「地球温暖化対策推進委員会」を設置し、地球温暖化対策の取組の点検評価を行う。

(3) 市民・事業者・民間団体との連携

市民、事業者、行政の三者の参加と連携のもとで環境と共生する持続可能な社会づくりを進める組織「^{みやこ}京のアジェンダ 21 フォーラム」などを積極的に活用し、市内におけるパートナーシップにもとづく様々な取組を総合的に進める。

(4) 国及び京都府との連携

京都市が先駆的な取組によって、日本全国、さらには世界各国をリードすることは重要であるが、同時により高い視点から、近隣の地方自治体や国の施策と連携した広域的な取組を進めることも、極めて大きな意義を持つものである。

国においては、地球温暖化対策基本法案の早期成立を望むとともに、当法案で規定される国内排出量取引制度、地球温暖化対策税などの制度について、地方自治体としての立場から政策提案を行う。

京都府においては、このたびの条例改正により、事実上の府市共同条例となったことを契機に、お互いの新計画で掲げる取組についても、これまで以上に連携を図り、相乗効果を高めながら推進する。

(5) 国際的な連携と発信

持続可能な開発に積極的に取り組む自治体などで構成された国際的な連合組織である「イクレーン持続可能性をめざす自治体協議会」や、京都市の呼び掛けにより設立された「気候変動に関する世界市長・首長協議会」、

京都市長が会長を務めている「世界歴史都市連盟」、さらには姉妹都市、パートナーシティとの交流を通じて、世界各国の自治体との連携を深め、各自治体が直面している課題の解決に向けて、情報交換・共同研究を行う。

また、本計画の施策をはじめとする取組の推進を通じて獲得した多様な知見について、大学や研究機関との連携を図りながら、これら国際的なネットワークを活用して、持続可能な低炭素社会に向けた発展モデルとして、世界に発信する。

2 施策の進行管理

(1) 削減効果指標による進ちょく状況の把握及び評価

新計画で新たに設置する削減効果指標の値を毎年把握することにより、数値目標との乖離が大きなものについては施策を強化するなど、的確かつ具体的な対応を図る。

(2) 年次報告書の作成・公表による点検及び評価

地球温暖化対策の年間の取組状況について、条例の規定に基づき、「地球温暖化対策に係る年次報告書」としてとりまとめ、公表する中で、点検及び評価を実施する。

Ⅷ おわりに

当審議会では、地球温暖化対策を巡る国内外の現状と京都市のこれまでの取組を踏まえ、新計画の策定にあたっての基本的な考え方や、目指すべき低炭素社会像とその実現に向けた具体的な対策を検討し、削減可能性を判断するための将来推計と併せて、本答申に盛り込んだ。

審議の過程では、温室効果ガスの大幅削減を実現するという観点から、あえて自ら制約条件を設けず、大胆な対策案を幅広く検討した。京都市がとりまとめた「新計画骨子案」に対する市民や環境保全活動団体、事業者団体などから寄せられた多数の意見は、本答申の取りまとめに多大な貢献をするものであった。地球温暖化問題に対する京都市民の熱意と意識の高さに心から敬意を表する。

世界で、2020（平成 32）年に向けた削減目標と国際的枠組みづくりが進められている最中に、中期的な削減目標を条例に掲げて、具体的な行動計画に基づき低炭素社会づくりを進める姿勢は、世界に対し、市民、事業者をはじめとするオール京都の覚悟を示すものであり、大いなる挑戦を発信するものである。

京都市には、その実現に向け、率先した取組を行うとともに、市民、事業者などの取組を強力に後押しする施策を講じる責務がある。また、各種施策の実施に当たっては、効果の把握や重点化に取り組むだけでなく、施策の融合による効果の最大化を図らなければならないことに留意されたい。

京都市においては、本答申を踏まえ、温室効果ガス排出量を大幅に削減した低炭素社会の実現に向け、京都議定書誕生の地にふさわしい新計画案を取りまとめられることを期待する。

用語説明

【あ行】

1. エコカー

低公害・低燃費で環境負荷の小さいクルマのこと。

2. エコ・コンパクトな都市

地球環境への負荷が小さい、まとまりのある土地利用を図ることにより実現される、にぎわいのある、くらしやすい都市のこと。

3. エコ通勤

クルマによる通勤をはじめとする交通は、周辺地域の渋滞問題や地球温暖化などさまざまな問題の原因となりえることから、各事業所が主体的に、より望ましい通勤交通のあり方を考える取組のこと。

4. エコドライブ

急な加減速をしないなど、燃料消費量の少ない運転方法のこと。

5. オフセット・クレジット制度

カーボン・オフセット（後述参照）の仕組みを活用して、国内における排出削減・吸収を一層促進するため、地球温暖化対策の実施により発生する削減・吸収量を、カーボン・オフセット用のクレジットとして認証する制度のこと。平成 20 年 11 月から環境省が実施している。

【か行】

6. カーシェアリング

複数の会員間や事業所でクルマを共同使用するサービスまたはシステムのこと。利用者は自らクルマを所有せず、管理する団体の会員となり、必要な時にその団体が保有するクルマを借りることとなる。

7. カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において、自らの削減努力を行ってもなお排出される排出量について、その量に見合った削減活動への投資などにより埋め合わせするという考え方のこと。

8. 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場、事業場や行政機関内の体制・手続きなどのこと。

9. グリーンイノベーション

環境を意味する「グリーン」と、技術革新を意味する「イノベーション」を合わせた造語。環境・資源・エネルギーに関する科学的発見や技術的発明に基づいて、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を構築しようとするもの。

10. グリーンエコノミー

環境保全や持続可能な循環型社会などを基盤とする経済のこと。再生可能エネルギーの更なる効率的利用や環境分野の雇用促進、環境対策への投資など、環境問題への取組を経済の中心に据えることで、経済発展と環境保全の両方の課題を同時に解決することを目指す。

11. クレジット

国間、事業者間などで取引可能な温室効果ガスの排出削減量証明のこと。

12. 国内クレジット制度

大企業などによる技術・資金などの提供を通じて、中小企業などが行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成などのために活用できる制度のこと。平成20年10月に政府全体の取組として開始された。中小企業のみならず、農林（森林バイオマス）、民生部門（業務その他、家庭）、運輸部門等における排出削減も広く対象としている。

【さ行】

1 3. 再生可能エネルギーとクリーンエネルギー

比較的短期間・自発的・定常的に再生される自然現象に由来し、極めて長期間にわたり枯渇しないエネルギー源（またはそこから発生するエネルギーそのもの）のこと。太陽エネルギー，水力エネルギー，風力エネルギー，バイオマスエネルギーなどが含まれる。

一方，クリーンエネルギーとは，環境に対する汚染物質，例えば窒素酸化物や，温室効果ガスである二酸化炭素などを排出しない，あるいは排出したとしても問題にならない程度に少ないエネルギーを指す。再生可能エネルギーもその中に含まれ，有害物質の少ない天然ガスや，水素などを燃料にする「燃料電池」，1つのエネルギー源から2つのエネルギーを生み出す「コージェネレーション」など，エネルギー変換効率が良く，環境に優しいエネルギーも含まれる。

1 4. スマートコミュニティ

情報通信技術を活用してエネルギーを地域内で融通し合うスマートグリッドだけでなく，交通や人々の行動までも最適化することを目指す多様な技術が組み合わさった，社会インフラとしてのシステムのこと。

【は行】

1 5. 排出量取引

国家や事業者ごとに温室効果ガスの排出枠を定め，排出枠が余った国や事業者と，排出枠を超えて排出してしまった国や事業者との間で取引する制度のこと。「排出権取引」，「排出枠取引」，「排出許可証取引」，「排出証取引」ともいう。京都議定書の第17条に規定されており，温室効果ガスの削減を補完する京都メカニズム（柔軟性措置）の1つ。

1 6. バイオガス

再生可能エネルギーのひとつで，生ごみなどの有機性廃棄物や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガスのこと。主な成分はメタンである。

17. バイオディーゼル燃料

菜種油，パーム油などの植物油や，使用済てんぷら油などを主原料として製造される，ディーゼルエンジンを稼働させる燃料(軽油・重油)の代替液体燃料のこと。地上の二酸化炭素を吸収して生長した植物から製造したバイオディーゼル燃料を，ディーゼルエンジンで燃焼させて発生した二酸化炭素は，二酸化炭素の循環の一形態であるため，地上の二酸化炭素絶対量を増加させないとみなされる。

【ま行】

18. 木質バイオマス

木材からなる，再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材，製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか，住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

19. 木質ペレット

間伐材や，おが粉などの製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料のこと。ペレットストーブ，ペレットボイラー，吸収式冷凍機の燃料として用いられ，木質バイオマスペレットとも呼ばれる。

20. モビリティ・マネジメント

多様な交通施策を活用し，個人や組織・地域のモビリティ（交通行動）が，社会にとって望ましい方向へ自発的に変化するように促す取組のこと。

【ら行】

21. レアメタル

非鉄金属のうち，埋蔵量が少ない，あるいは採取が難しいなどの理由で，生産量や流通量が非常に少ないもののこと。国際的な定義はないが，日本では経済産業省がプラチナやニッケルなど 31 種類の金属をレアメタルに指定している。

資 料 編



環 地 第 96 号

平成 21 年 8 月 21 日

京都市環境審議会

会長 内藤 正明 様

京都市長 門川 大作



「環境モデル都市・京都」の実現に向けた京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新京都市地球温暖化対策計画の策定について(諮問)

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り答申いただきますようお願いいたします。

記

(諮問事項)

- 1 京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方
- 2 新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方

(諮問理由)

京都市は、「京都議定書」誕生の地としての誇りと使命感の下、貴審議会からの答申に基づき、地球温暖化対策に特化した全国初の条例となる「京都市地球温暖化対策条例」を平成 16 年 12 月に制定し、更にこの条例に基づいて策定した「京都市地球温暖化対策計画」を市民、事業者の皆様と一体となって進めてまいりました。

また、平成 21 年 1 月には、温室効果ガスの大幅な削減目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定されました。その行動計画においては、2030（平成 42）年及び 2050（平成 62）年を目標年次とする中長期の削減目標を定めるとともに、公共交通を優先する「歩くまち・京都」、環境と景観に配慮した「木の文化を大切にすまち・京都」、「環境にやさしいライフスタイルへの変革」、大学及び産業界との連携による「技術革新（イノベーション）」を中心に、「DO YOU KYOTO?」の合言葉のもと、市民、事業者の皆様とともに取組を推進していくこととしております。

本市は、こうした京都のまちの特色を生かした低炭素社会の実現に向けた取組を加速し、先導的モデルとして世界へ発信するとともに、豊かな自然と悠久の歴史に育まれた京都を未来へ引き継ぐため、中長期の将来を展望した持続可能な京都づくりを強力に推進する必要があると考えております。

このため、京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新京都市地球温暖化対策計画の策定の基本的な考え方について、御審議いただきたく、貴審議会に諮問致します。

参考-2 第8次京都市環境審議会委員名簿

敬称略

(会長)	
ないとう まさあき 内 藤 正 明	京都大学名誉教授
(委員)	
あおき よしてる 青 木 義 照	特定非営利活動法人リアル・リンク・京都専務理事
あおやま よしたか 青 山 吉 隆	広島工業大学環境学部地域環境学科教授
あさおか みえ 浅 岡 美 恵	特定非営利活動法人気候ネットワーク代表
いしの しげる 石 野 茂	京都府文化環境部環境政策監
いたくら ゆたか 板 倉 豊	京都精華大学環境社会学科教授
えんどう ゆり 遠 藤 有 理	市民公募委員
おおくぼ のりこ 大 久 保 規 子	大阪大学大学院法学研究科教授
おがわ ひろし 小 川 寛	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長（平成22年4月～）
おくはら つねおき 奥 原 恒 興	京都商工会議所専務理事
おばた のりお 小 幡 範 雄	立命館大学政策科学部教授
かさハラ みきお 笠 原 三 紀 夫	中部大学総合工学研究所教授
きせ けんじ 黄 瀬 謙 治	社団法人京都工業会専務理事
くらかけ たかし 鞍 掛 孝	京都府中小企業団体中央会専務理事
すぎもと いくお 杵 本 育 生	特定非営利活動法人環境市民代表理事
たけだ りゅうじ 武 田 隆 司	京都府医師会理事（平成22年5月～）
とくち なおこ 徳 地 直 子	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
なかがわ えみこ 中 川 恵 美 子	京都市地域女性連合会常任委員
にれん たかあき 仁 連 孝 昭	滋賀県立大学理事 副学長
ぬのべ たくお 布 部 拓 男	株式会社京都新聞社論説委員
はせがわ まさみ 長 谷 川 雅 巳	市民公募委員
はだ むつと 榮 睦 人	京都府警察本部生活安全部長（平成22年4月～）
ひらさわ まさのぶ 平 沢 正 信	京都地方気象台長（平成22年4月～）
ひらまつ こうぞう 平 松 幸 三	京都大学名誉教授
ふかお きよみ 深 尾 清 美	二条城北小学校長
ふなはし けいこ 舩 橋 恵 子	弁護士
まつもと やすこ 松 本 泰 子	京都大学地球環境学堂准教授
やまうち ひろし 山 内 寛	京都市保健協議会連合会会長
やましき けいこ 山 舗 恵 子	株式会社京都リビング新聞社 統括編集長（平成22年4月～）
やまだ 春 美	社団法人水環境学会関西支部理事
かんだ ゆたか 神 田 豊	京都地方気象台長（～平成22年3月）
つばい しげき 坪 井 茂 樹	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長（～平成21年8月）
ばんどう かずひこ 坂 東 一 彦	京都府医師会理事（～平成22年5月）
ふじた あきこ 藤 田 晶 子	京都リビング新聞社 営業本部・営業編集統括マネージャー（～平成22年3月）
むらかみ たくみ 村 上 巧	京都府警察本部生活安全部長（～平成22年4月）

参考-3 地球温暖化対策推進委員会委員名簿

敬称略

(委員長)

に れん たかあき
仁連 孝昭 滋賀県立大学理事・副学長

(委員)

あ お き ま み
青木 真美 同志社大学商学部教授

あ さ お か み え
浅岡 美恵 特定非営利活動法人気候ネットワーク代表

い し だ けいすけ ※1
石田 敬輔 京都商工会議所環境対策特別委員会委員長
(株式会社写真化学代表取締役会長兼社長)

い し の しげる
石野 茂 京都府文化環境部環境政策監

い し の もとひこ
石野 元彦 京都府中小企業団体中央会理事
(株式会社石野味噌代表取締役社長)

う え む ら た え こ
上村 多恵子 社団法人京都経済同友会常任幹事
(京南倉庫株式会社代表取締役社長)

こ す ぎ たかのぶ
小杉 隆信 立命館大学政策科学部准教授

ざ い ま けいこ
在間 敬子 京都産業大学経営学部准教授

す ず き やすふみ
鈴木 靖文 有限会社ひのでやエコライフ研究所代表取締役

た う ら けんろう
田浦 健朗 京のアジェンダ21フォーラム幹事

た き しずこ ※2
瀧 静子 京都商工会議所環境対策特別委員会委員長
(株式会社太洋堂代表取締役社長)

と や ま やすひさ
外山 泰久 第7回京都学生祭典実行委員会副実行委員長

ね ぎ けいぞう ※3
根木 桂三 環境省地球環境局地球温暖化対策課課長補佐

ひ ら い やすひろ
平井 康宏 京都大学環境保全センター准教授

も ろ と み とおる
諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科教授

よ だ まこと
依田 誠 社団法人京都工業会副会長
(株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション代表取締役社長)

(特別委員)

い の き たけのり
猪木 武徳 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター所長

た ち も と なりふみ
立本 成文 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所所長

(合計19名, うち特別委員2名)

※1 平成23年1月から
※2 平成22年12月まで
※3 平成22年 1月まで

参考-4 京都市環境審議会・地球温暖化対策推進委員会開催経過

1 京都市環境審議会

- 第1回審議会（平成21年8月21日）
 - ・京都市地球温暖化対策条例の見直し及び新京都市地球温暖化対策計画の策定について（諮問）
 - ・地球温暖化対策推進委員会の設置
- 第2回審議会（平成22年4月16日）
 - ・京都市地球温暖化対策条例の改正及び新地球温暖化対策計画の策定に向けた中間取りまとめについて
- 第3回審議会（平成22年6月30日）
 - ・「京都市地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方」答申（案）について
- 第4回審議会（平成23年2月7日）
 - ・新京都市地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方について（答申案）

2 地球温暖化対策推進委員会

- 平成21年度第1回委員会（平成21年9月3日）
 - ・地球温暖化対策推進委員会について
 - ・地球温暖化条例及び地球温暖化対策計画の現状と課題について
 - ・温室効果ガス排出量の算定方法の見直しについて
- 平成21年度第2回委員会（平成21年11月17日）
 - ・現行条例の規定に関する見直し方針について
- 平成21年度第3回委員会（平成21年12月28日）
 - ・将来の低炭素社会像と条例の見直し方針について
- 平成21年度第4回委員会（平成22年2月3日）
 - ・将来の低炭素社会像と条例の見直し方針について
- 平成21年度第5回委員会（平成22年3月26日）
 - ・中間取りまとめ（案）について
 - ・今後の進め方について
- 平成22年度第1回委員会（平成22年5月26日）
 - ・市民、事業者の意見と主な対策（案）への反映について
- 平成22年度第2回委員会（平成22年6月24日）
 - ・地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方について（答申案）
 - ・今後のスケジュール等について
- 平成22年度第3回委員会（平成22年7月30日）
 - ・新地球温暖化対策計画の構成について
 - ・新地球温暖化対策計画の重点事業について
- 平成22年度第4回委員会（平成22年9月16日）
 - ・新地球温暖化対策計画における政策の方向性について
 - ・施策の削減効果と進ちょく指標について
- 平成22年度第5回委員会（平成22年12月13日）
 - ・新地球温暖化対策計画骨子案について
- 平成22年度第6回委員会（平成23年1月26日）
 - ・新地球温暖化対策計画の策定に係る基本的な考え方について（答申案）

参考-5 京都市地球温暖化対策条例

(平成22年10月12日京都市条例第20号)

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 地球温暖化対策計画（第9条）

第3章 本市による地球温暖化対策（第10条）

第4章 事業者及び市民等による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民等の取組（第11条～第21条）

第2節 特定事業者の義務（第22条・第23条）

第3節 特定排出機器販売者の表示義務（第24条）

第4節 自動車販売事業者の説明等の義務（第25条）

第5章 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減（第26条～第34条）

第6章 建築物に係る地球温暖化対策

第1節 建築物排出量削減指針（第35条）

第2節 建築物排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減（第36条～第39条）

第3節 特定建築物における地域産木材の利用等（第40条～第43条）

第4節 建築物感興配慮性能の表示（第44条～第49条）

第5節 緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務（第50条～第55条）

第7章 評価及び見直し（第56条・第57条）

第8章 雑則（第58条～第61条）

附則

地球温暖化は、集中豪雨、干ばつ等の異常気象、海面の上昇、自然生態系の変化等を引き起こし、あらゆる生命の生存の基盤である地球の環境に極めて深刻な影響を与えるおそれがある問題である。このため、人類が物質的な豊かさ、便利さや快適さを追求める代償として増え続けている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の量を削減し、地球温暖化を防止することは、人類共通の緊急の課題である。

これまでから、本市は、平成9年に気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止する取組を先駆的かつ積極的に推進してきた。

健全で恵み豊かな地球の環境を将来の世代に継承していくことは、現在を生きる我々人類に課された責務である。この責務を果たしていくには、一人一人の生活様式の見直しなどにより、大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済システムから持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠である。

本市は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として先導的な役割を果たすため、1年度当たりの温室効果ガスの排出の量を、平成2年度の温室効果ガスの排出の量からその80パーセント以上に相当する量を削減した量とすることにより持続的な発展が可能となる低炭素社会を目

指し、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者のそれぞれが、地球温暖化の問題に向き合い、主体的に行動することを新たに決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、低炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量が少なく、かつ、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化により気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガス濃度が安定し、持続的な発展が可能となった社会をいう。）を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の水温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 二酸化炭素その他の別に定める物質をいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (5) 環境保全活動団体 環境の保全を図る活動を行うことを目的として組織された団体をいう。
- (6) 特定事業者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 本市の区域内における事業者の事業活動に伴うエネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の使用量が、前年度において別に定める量以上であること。

イ 道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業を営業者が道路運送車両法の規定により自動車（同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している車両の総数が、前年度の末日において別に定める台数以上であること。

ウ 鉄道事業法第3条第1項の規定により同法第2条第1項に規定する鉄道事業の許可を受けた者（本市の区域内に路線があるものに限る。）が当該鉄道事業の用に供する車両の総数が、前年度の末日において別に定める数以上であること。

エ アからウまでに掲げる要件のほか、本市の区域内における事業者の事業活動に伴う温室効果ガスのうちいずれかの物質について、年度の排出（エネルギーの使用に伴うものを除く。）の量が、前年度において別に定める量以上であること。

- 2 加盟業者が事業活動を行う場合における前項第6号の規定の適用については、同号中「該当する者」とあるのは「該当する親業者」と、「事業者」とあるのは「同一の商号、商標その他の表示を使用する

すべての加盟業者及び親業者」とする。

- 3 前項において「親業者」とは、商品の販売又はサービスの提供を業とする者に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とする者をいい、「加盟業者」とは、商品の販売又はサービスの提供を業とする者で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。

(本市の削減目標)

第3条 本市は、平成42年度までに、本市の区域内における1年度当たりの温室効果ガスの総排出量(別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。)を、平成2年度の本市の区域内における温室効果ガスの総排出量(以下「平成2年度温室効果ガス総排出量」という。)からその40パーセントに相当する量を削減した量とすることを目標とする。

- 2 前項の目標を確実に達成するため、本市は、平成32年度までに、本市の区域内における1年度当たりの温室効果ガスの総排出量を、平成2年度温室効果ガス総排出量からその25パーセントに相当する量を削減した量とすることを当面の目標とする。

(本市の責務)

第4条 本市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施すること。
- (2) 地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への事業者、市民及び環境保全活動団体の参加及び協力を促進し、これらの意見を適切に反映させること。
- (3) 本市の事務及び事業に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (4) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するために必要な措置を講じること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置(他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置を含む。)を講じること。
 - (2) 他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。
- 2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者(電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者並びにガス事業法第2条第2項に規定する一般ガス事業者に限る。)は、前項各号に掲げる責務のほか、次に掲げる責務を有する。
- (1) 本市に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報を提供すること。
 - (2) 本市、事業者、市民及び環境保全活動団体と連携し、他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置の実施に積極的な役割を果たすこと。

(市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (2) 他の者が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(観光旅行者その他の滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、本市、事業者、市民及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 本市の区域内における温室効果ガスの総排出量
- (2) 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価

第2章 地球温暖化対策計画

第9条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地球温暖化対策計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針

(2) 温室効果ガスの総排出量の削減に関する具体的な施策

(3) その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項

3 市長は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 本市による地球温暖化対策

第10条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。

(1) エネルギーに係る施策で次に掲げるもの

ア 再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を利用して得ることができるエネルギーその他の環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギーをいう。以下同じ。）の優先的な利用を促進するための施策

イ 事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。）を促進するための施策

ウ 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る再生可能エネルギーの活用及びエネルギーの使用の合理化を促進するための施策

(2) 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みであって、別に定めるものをいう。以下同じ。）を事業者に普及させるための施策

(3) 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）及び環境に配慮した事業活動に関する情報を収集し、これを事業者、市民等に迅速かつ効果的に提供するとともに、事業者、市民等が環境物品等を優先的に購入することを促進

するための施策

- (4) 自動車等（自動車及び道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策で次に掲げるもの

ア 自己の自動車等を使用する者の公共交通機関の利用への転換の促進、地球温暖化対策と調和のとれた駐車施設（自動車等を駐車するための施設をいう。）の整備に係る計画の推進その他の交通需要管理施策（自動車等による交通の抑制、自動車等による交通の空間的又は時間的な分散化その他の交通の円滑化を図るための施策をいう。）

イ 貨物の効率的な輸送を促進するための施策

ウ 温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策

エ 自動車等の駐車時における原動機の停止を促進するための施策

オ 自動車等の共同使用を促進するための施策

- (5) 森林の適切な保全及び整備並びに本市の区域内及びその近隣の地域から産出する木材（以下「地域産木材」という。）その他の森林資源の利用を促進するための施策

- (6) 本市の区域内で生産された農林水産物（本市の区域内で製造された農林水産物の加工品を含む。以下同じ。）の積極的な消費その他の環境と調和のとれた食生活に関する啓発その他の施策

- (7) 市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策

- (8) 廃棄物の発生の抑制及び再使用その他廃棄物の徹底した減量化を図るための施策

- (9) 廃棄物を処分する際に発生する熱その他のエネルギーを最大限に活用するための施策

- (10) 事業者、市民及び環境保全活動団体が自主的に行う地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者が自らの温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようにする取引を促進するための施策

- (11) 地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発の促進並びに当該技術を有する産業（以下「環境産業」という。）の育成及び振興を図るための施策

- (12) 事業者、市民及び環境保全活動団体が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための環境教育（環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。以下同じ。）、啓発その他の必要な施策

- (13) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するための情報の提供、人材の育成、助成その他の必要な施策

- (14) 観光旅行者その他の滞在者が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための啓発、知識の普及その他の必要な施策

- (15) 国、他の地方公共団体、環境保全活動団体等との連携による地球温暖化対策及び地球温暖化の防止に関する国際協

力

- (16) 地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成、税制その他の経済的措置に関する調査及び研究

2 本市は、次に掲げる施策を率先して講じなければならない。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に規定する地方公共団体実行計画の推進

- (2) 環境マネジメントシステムの構築及び推進
- (3) 環境物品等の調達
- (4) 公共の用に供する施設の建設及び管理その他公共事業の実施に伴う地球温暖化の防止のために必要な施策
- (5) 本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園その他の公共の用に供する施設並びに住宅及び事業場における再生可能エネルギーを利用するための設備（以下「再生可能エネルギー利用設備」という。）の設置、地域産木材その他の森林資源の利用及び緑化の実施
- (6) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

第4章 事業者及び市民等による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民等の取組

（再生可能エネルギーの優先的な利用等）

第11条 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴う再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、次に掲げる事項の実施その他事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

- (1) 空気調和設備の使用に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に資するよう適切な温度に保つこと。
- (2) 照明設備の使用に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に資するよう適切な照度を保つこと。

3 建築物の新築又は増築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該建築物からの熱の放出を抑制する構造の採用その他のエネルギーの使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない。

（環境マネジメントシステムの導入）

第12条 事業者は、環境マネジメントシステムの導入に努めなければならない。

（温室効果ガスの排出の量が比較的小さい機械器具等の使用等）

第13条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量が比較的小さい電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の優先的な使用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

（温室効果ガスの排出の量が比較的小さい機械器具及び役務の提供等）

第14条 事業者は、前条第1項の機械器具及び温室効果ガスの排出の量が比較的小さい役務の提供に努めなければならない。

2 事業者は、前条第1項の機械器具又は前項の役務を利用しようとする者に対し、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、環境保全活動団体及び大学、短期大学その他の教育研究機関と連携して、地球温暖化の防止に寄与する技術に係る研究及び開発並びに環境産業の振興に努めなければならない。

（公共交通機関等の利用）

第15条 事業者及び市民は、可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して移動するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、可能な限り、その従業者に対し、通勤における自己の自動車等の使用を控えさせ、徒歩により、又は公共交通機関若しくは自転車を利用して通勤させることを促進するための措置を講じるよう努めなければならない。

(自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制)

第16条 事業者及び市民は、自己の自動車等の適正な使用及び管理により、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者及び市民は、自動車等を駐車するに当たっては、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 事業者及び市民は、自己の自動車等を保有する方法に代えて、自動車等を共同で使用するサービスを利用することその他の方法により、自動車等を使用するよう努めなければならない。
- 4 事業者及び市民は、自動車等の購入又は別に定める賃借（以下「購入等」という。）をしようとするときは、温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の購入等をするよう努めなければならない。
- 5 事業者及び市民は、自動車等を使用しようとする場合において、使用することのできる2以上の自動車等があるときは、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を使用するよう努めなければならない。

(建築物等の緑化)

第17条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。

(本市の区域内で生産された農林水産物の消費の促進等)

第18条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、本市の区域内で生産された農林水産物を優先的に消費するほか、環境と調和のとれた食生活を営むよう努めなければならない。

(廃棄物の徹底した減量化の推進)

第19条 事業者及び市民は、廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の徹底した減量化を図るよう努めなければならない。

(従業者の環境教育)

第20条 事業者は、その従業者に対し、環境教育を行うよう努めなければならない。

(環境に良いことをする日)

第21条 事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者が、地球温暖化対策の重要性について関心と理解を深めることにより、地球温暖化の防止に向けた取組の一層の推進を図るため、環境に良いことをする日を設ける。

- 2 環境に良いことをする日は、毎月16日とする。
- 3 環境に良いことをする日においては、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者は、環境に配慮した行動を率先して実行するよう努めなければならない。

第2節 特定事業者の義務

(環境マネジメントシステムの導入等)

第22条 特定事業者は、本市の区域内に存する事業所のうち次の各号のいずれかに該当するものにおいて、環境マネジメントシステムを導入し、当該環境マネジメントシステムにおいて決定した目標を達成

するための取組を推進しなければならない。

(1) 温室効果ガスの排出の量が最も多い事業所

(2) 主たる事業所

(3) その他環境マネジメントシステムの導入による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い事業所として別に定めるもの

2 前項の規定により環境マネジメントシステムを導入した特定事業者は、毎年度、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 環境マネジメントシステムの名称

(2) 環境マネジメントシステムにおいて決定した目標を達成するための取組に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(温室効果ガスを排出しない新車等の導入)

第23条 特定事業者は、その事業の用に供するため、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない自動車で別に定めるもの（以下「新車」という。）の購入等しようとするときは、別に定める期間に購入等をする新車のうち次に掲げる自動車に該当するものの台数の当該期間に購入等をする新車の合計台数に対する割合が別に定める割合以上となるようにしなければならない。

(1) 温室効果ガスを排出しない別に定める自動車

(2) 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない別に定める自動車

2 特定事業者は、新車の購入等をしたときは、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 購入等をした新車の合計台数

(2) 購入等をした前項各号に掲げる自動車に該当する新車の台数

(3) その他市長が必要と認める事項

3 前条第3項の規定は、前項の報告について準用する。

第3節 特定排出機器販売者の表示義務

第24条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める機械器具（以下「特定排出機器」という。）を店頭において販売する者（以下「特定排出機器販売者」という。）は、当該店頭の見やすい場所に、別に定めるところにより、エネルギー消費効率（エネルギーの消費量との対比における特定排出機器の性能として別に定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。）に関する情報を適切に表示しなければならない。

2 特定排出機器販売者は、特定排出機器を購入しようとする者の求めがあったときは、当該特定排出機器のエネルギー消費効率について説明しなければならない。

第4節 自動車販売事業者の説明等の義務

(自動車販売事業者による温室効果ガスの排出の抑制)

第25条 本市の区域内において自動車の販売を業とする者（以下「自動車販売事業者」という。）は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る自動車環境情報（自動車に関する温室効果

ガスの排出の量その他の別に定める事項をいう。)を説明しなければならない。

- 2 自動車販売事業者は、温室効果ガスを排出しない新車又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない新車の提供に努めなければならない。
- 3 自動車販売事業者は、毎年度、別に定めるところにより、温室効果ガスを排出しない新車又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない新車の販売の実績を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
- 4 第22条第3項の規定は、前項の報告について準用する。

第5章 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減 (事業者排出量削減指針)

第26条 市長は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、次に掲げる指針（以下「事業者排出量削減指針」という。）を定めなければならない。

- (1) 次条第1項に規定する事業者排出量削減計画書及び第30条第1項に規定する事業者排出量削減報告書の作成に関する次に掲げる指針

ア 温室効果ガスの排出の量の算定に係る指針

イ 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るために事業者が採り得る措置に係る指針

- (2) 第28条第1項の規定による事業者排出量削減計画書に係る評価及び第31条第1項の規定による事業者排出量削減報告書に係る評価に関する指針

2 市長は、事業者排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(事業者排出量削減計画書の提出等)

第27条 計画期間（特定年度（平成23年度及び同年度から起算して3年度又は3の倍数を経過したごとの年度をいう。）以降の3年間をいう。以下同じ。）のいずれかの年度において特定事業者に該当することとなった事業者は、温室効果ガスの排出の量を計画的に削減するため、当該計画期間（特定事業者に該当することとなった年度前の年度を除く。第30条及び第31条において同じ。）について、事業者排出量削減指針に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「事業者排出量削減計画書」という。）を作成し、特定事業者に該当することとなった年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 事業者排出量削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 事業者排出量削減計画書を提出する年度前の年度における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の実績

- (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するための基本方針

(4) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標

(5) 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容

(6) 従業者に対して通勤において自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置の内容

- (7) 前2号の措置を推進するための体制

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の規定により事業者排出量削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の事業者排出量削減計画書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による事業者排出量削減計画書の提出及び前項の規定による届出に係る変更後の事業者排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

（事業者排出量削減計画書に係る評価）

第28条 市長は、前条第1項の規定により提出された事業者排出量削減計画書（同条第3項の規定による届出があったときは、変更後の事業者排出量削減計画書）に記載された同条第2項第3号から第5号までに掲げる事項について、事業者排出量削減指針に基づき評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行ったときは、速やかに、計画書提出特定事業者に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

（事業者排出量削減計画の推進）

第29条 計画書提出特定事業者は、事業者排出量削減計画書に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減しなければならない。

2 計画書提出特定事業者は、第27条第2項第4号に掲げる目標を達成するための温室効果ガスの排出の量の削減については、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減する手段のほか、森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策のうち、温室効果ガスの排出の量を自ら削減したものとみなすことができる手段として別に定めるものによることができる。

（事業者排出量削減報告書の提出等）

第30条 計画書提出特定事業者は、計画期間の各年度について、事業者排出量削減指針に基づき、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事業者排出量削減報告書」という。）を作成し、当該各年度の翌年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量

(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するために実施した措置の内容

(3) 前号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に寄与するために実施した措置の内容

2 第27条第4項の規定は、事業者排出量削減報告書について準用する。

（事業者排出量削減報告書に係る評価）

第31条 市長は、前条第1項の規定により計画期間の最後の年度に係る事業者排出量削減報告書が提出された後、計画期間に係る同項各号に掲げる事項について、事業者排出量削減指針に基づき評価を行うものとする。

2 第28条第2項の規定は、前項の評価について準用する。

（表彰）

第32条 市長は、前条第1項の規定による評価の結果、第27条第2項第4号に掲げる目標の達成の状況が特に優良であると認める計画書提出特定事業者を表彰するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、地球温暖化対策に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(指導及び助言)

第33条 市長は、特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を効果的に削減させるため、計画書提出特定事業者に対し、その事業活動の状況及び第27条第2項第5号に掲げる措置の内容に応じ、必要な指導及び助言をするものとする。

(特定事業者以外の事業者による事業者排出量削減計画書の提出等)

第34条 特定事業者以外の事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減の量等について市長の評価を受けるとともに、当該温室効果ガスの排出の量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、単独で又は共同して、計画期間について事業者排出量削減指針に基づき事業者排出量削減計画書を作成し、別に定める日までに市長に提出することができる。

2 第27条から前条までの規定（第27条第1項を除く。）は、前項の事業者が事業者排出量削減計画書を提出する場合について準用する。

第6章 建築物に係る地球温暖化対策

第1節 建築物排出量削減指針

第35条 市長は、建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、次条第1項に規定する建築物排出量削減計画書の作成に関し、当該温室効果ガスの排出の量の削減を図るために建築物を建築する者が採り得る措置に係る指針（以下「建築物排出量削減指針」という。）を定めなければならない。

2 市長は、建築物排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第2節 建築物排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減

(建築物排出量削減計画書の提出等)

第36条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、建築物排出量削減指針に基づき、建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画書（以下「建築物排出量削減計画書」という。）を作成し、当該新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 建築物排出量削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物に係る温室効果ガスの排出の量を削減するために実施しようとする措置の内容
- (5) 第44条の規定に基づく同条の建築環境総合性能評価システムによる評価の結果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した特定建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の建築物排出量削減計画書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定による建築物排出量削減計画書の提出及び前項の規定による届出に係る変更後の建築物排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければ

らない。

(指導及び助言)

第37条 市長は、特定建築物に係る温室効果ガスの排出の量を効果的に削減させるため、計画書提出特定建築主に対し、特定建築物の状況及び前条第2項第4号に掲げる措置の内容に応じて、必要な指導及び助言をするものとする。

(完了の届出等)

第38条 計画書提出特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 第36条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(特定建築主以外の建築主による建築物排出量削減計画書の提出等)

第39条 建築物の新築等をしようとする者で、特定建築主以外のものは、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、建築物排出量削減指針に基づき建築物排出量削減計画書を作成し、当該新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出することができる。

2 第36条から前条までの規定（第36条第1項を除く。）は、前項の者が建築物排出量削減計画書を提出する場合について準用する。

第3節 特定建築物における地域産木材の利用等

(特定建築物における地域産木材の利用)

第40条 特定建築主は、特定建築物に別に定める量以上の地域産木材（別に定めるものに限る。以下同じ。）を利用しなければならない。

(特定建築物における再生可能エネルギー利用設備の設置)

第41条 特定建築主は、特定建築物又はその敷地に、再生可能エネルギー利用設備で、特定建築物からの温室効果ガスの排出の量の削減に寄与するものとして別に定める基準に適合するものを設置しなければならない。

(届出)

第42条 特定建築主は、次に掲げる事項を記載した別に定める届出書を、特定建築物の新築等に係る工事に着手する前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 特定建築物に利用する地域産木材に関する次に掲げる事項

ア 種類

イ 利用する用途

ウ 利用する量

エ その他市長が必要と認める事項

(2) 特定建築物又はその敷地に設置する再生可能エネルギー利用設備に関する次に掲げる事項

ア 種類

イ 利用することが可能な再生可能エネルギーの量

ウ その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出をした特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

(勧告及び公表)

第43条 市長は、特定建築主が前条第1項の規定による届出をした場合において、その届出に係る事項が第40条又は第41条の規定に適合しないと認めるときは、当該特定建築主に対し、地域産木材の利用又は再生可能エネルギー利用設備

の設置に関し、特定建築物に係る工事の設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた特定建築主がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

第4節 建築物環境配慮性能の表示

(建築環境総合性能評価システムによる評価)

第44条 特定建築主は、環境への配慮に係る特定建築物の性能について、建築環境総合性能評価システム(環境への配慮に係る建築物の性能を評価する制度のうち、市長が定めるものをいう。以下同じ。)による評価を行わなければならない。

(建築物環境配慮性能の表示に関する基準)

第45条 市長は、環境への配慮に係る建築物の性能(以下「建築物環境配慮性能」という。)を適切に表示させるため、前項の規定による評価の結果のうち次条の規定により表示をすべき事項及びその表示の方法に関する基準(以下「表示基準」という。)を定めなければならない。

2 市長は、表示基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

(建築物環境配慮性能の表示)

第46条 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事の期間中、当該工事の現場の見やすい場所に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。

2 特定建築主は、新築等に係る特定建築物の販売の広告(別に定めるものに限る。以下同じ。)をするときは、当該広告に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をしなければならない。

3 特定建築主は、新築等に係る特定建築物について販売の代理又は媒介を行わせる場合において、当該代理又は媒介を行う者(以下「販売代理者等」という。)が当該特定建築物の販売の広告をするときは、当該販売代理者等に対し、当該広告に、表示基準に基づき建築物環境配慮性能の表示をさせなければならない。

4 前項の場合において、販売代理者等は、正当な理由なく、当該特定建築物に係る建築物環境配慮性能の表示を拒否してはならない。

(建築物環境配慮性能の表示の届出)

第47条 特定建築主は、前条第1項から第3項までの規定により、建築物環境配慮性能の表示をし、又は販売代理者等に当該表示をさせたときは、これらの表示の日のいずれか早い日後速やかに、別に定める届出書に、当該表示をし、若しくは表示をさせた広告若しくはその写しその他建築物環境配慮性能の表示の内容を確認するために必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした特定建築主は、表示をし、又は表示をさせた建築物環境配慮性能に変更が生じたときは、速やかに、変更後の建築物環境配慮性能の表示をし、又は販売代理者等に対して変更後の建築物環境配慮性能の表示をさせるとともに、別に定める届出書に、変更後の前項の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(建築物環境配慮性能の説明)

第48条 特定建築主は、特定建築物を販売しようとするときは、当該特定建築物を購入しようとする者に対し、当該特定建築物に係る建築物環境配慮性能を説明するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、販売代理者等が特定建築物の販売の代理又は媒介を行おうとする場合について準用する。

(特定建築主以外の建築主による建築物環境配慮性能の表示等)

第49条 第39条第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した者は、環境への配慮に係る当該建築物の性能について、建築環境総合性能評価システムによる評価を行うとともに、第46条第1項若しくは第2項の規定の例により当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をし、又は同条第3項の規定の例により当該建築物の販売の代理若しくは媒介を行う者に対して当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をさせるよう努めなければならない。

2 前条の規定は、前項の建築物排出量削減計画書を提出した者が当該建築物の販売をし、又はその販売の代理若しくは媒介を行わせる場合について準用する。

第5節 緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務

(特定緑化建築物等の緑化等)

第50条 緑化重点地区(都市緑地法第4条第2項第3号ホに規定する地区をいう。)において、その敷地面積が別に定める面積以上である建築物の新築又は別に定める改築をしようとする者(以下「特定緑化建築主」という。)は、当該建築物及びその敷地(以下「特定緑化建築物等」という。)に、それらの面積に応じて別に定める面積以上の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設(可動式のものにあっては、別に定める規模以下のものを除く。))及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに付属して設けられる園路、土留めその他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)をいう。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状況により緑化施設を確保することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 特定緑化建築主は、前項の規定にかかわらず、その建築物に太陽光発電装置を設けるときは、緑化施設の面積に太陽光発電装置の面積を加えた面積をもって同項の規定により設けるべき緑化施設の面積とすることができる。

3 第1項の緑化施設及び前項の太陽光発電装置の面積は、別に定める方法により算定するものとする。
(適用除外)

第51条 前条の規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

(1) 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の用に供する建築物

(2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域内の建築物

(3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項に規定する近郊緑地保全区域内の建築物

(4) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区内の建築物

(5) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区内の建築物

(緑化計画書の提出)

第52条 特定緑化建築主は、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「緑化計画書」という。）を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請前又は同法第18条第2項の規定による通知前の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 建築物の名称及び所在地
- (3) 特定緑化建築物等の概要
- (4) 特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事その他当該緑化施設を確保するために実施しようとする措置の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 緑化計画書を提出した特定緑化建築主（以下「計画書提出特定緑化建築主」という。）は、当該特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事が完了するまでの間に、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、別に定める届出書に、変更後の緑化計画書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（勧告及び公表）

第53条 市長は、特定緑化建築主が緑化計画書を提出した場合において、当該緑化計画書に記載された前条第1項第4号に掲げる措置の内容が第50条の規定に適合しないと認めるときは、当該特定緑化建築主に対し、特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事の設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた特定緑化建築主がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

（特定緑化建築物等に係る工事の完了の届出）

第54条 計画書提出特定緑化建築主は、当該特定緑化建築物等の緑化施設及び太陽光発電装置に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（特定緑化建築物等の維持管理）

第55条 計画書提出特定緑化建築主は、特定緑化建築物等の適切な維持管理に努めなければならない。

第7章 評価及び見直し

（施策の評価及び見直し）

第56条 市長は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況について、評価を行わなければならない。

2 市長は、前項の評価の結果、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、同項の施策の見直しを行わなければならない。

3 市長は、第1項の評価及び前項の見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価及び第2項の見直しをしようとするときは、事業者、市民、環境保全活動団体及び複数の学識経験のある者の意見を聴かななければならない。

（条例の見直し）

第57条 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行の状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに、その見直しを行うものとする。

第8章 雑則

(報告又は資料の提出)

第58条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者（第34条第1項の規定により事業者排出量削減計画書を提出した事業者を含む。）、特定建築主（第39条第1項の規定により建築物排出量削減計画書を提出した者を含む。）及び特定緑化建築主に対し、温室効果ガスの排出の量を削減するための措置の実施の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第59条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、特定建築物若しくはその敷地又は特定緑化建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第60条 市長は、特定事業者、自動車販売事業者、特定建築主及び特定緑化建築主が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第22条第2項、第23条第2項又は第25条第3項の規定による報告をしなかったとき。

(2) 第27条第1項、第30条第1項、第36条第1項又は第52条第1項の規定による提出をしなかったとき。

(3) 第27条第3項、第36条第3項、第38条第1項、第42条、第47条第1項若しくは第2項、第52条第2項又は第54条の規定による届出をしなかったとき。

(4) 第58条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

(委任)

第61条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6章第3節から第5節までの規定（第44条を除く。）及び附則第4項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の京都市地球温暖化対策

条例（以下「旧条例」という。）第 21 条第 1 項の規定により提出された同項に規定する特定建築物排出量削減計画書については、この条例による改正後の京都市地球温暖化対策条例（以下「新条例」という。）第 36 条第 1 項の規定により提出された建築物排出量削減計画書とみなす。

3 旧条例第 20 条第 2 項の規定により同項に規定する特定事業者排出量削減報告書を提出すべきであった者で、施行日前に提出していないものについては、旧条例第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 25 条並びに第 26 条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 新条例第 6 章第 3 節及び第 5 節の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知をする者について適用する。この場合において、同日から別に定める日までに当該申請又は通知をする者に対する新条例第 52 条の規定の適用については、同条第 1 項中「建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請前又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知前の別に定める日までに」とあるのは、「平成 24 年 4 月 1 日以後速やかに」とする。